

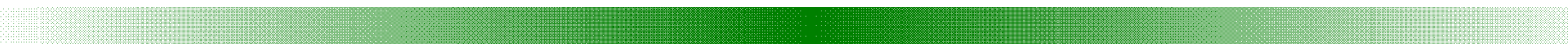


MIYAZAKI CITY

景観概要

宮崎市の景観に対する取組の現況

2019



目 次 contents

1. 宮崎市の概要

- 1. 1 宮崎市の概要 2
- 1. 2 宮崎市における景観の特性と課題 4

2. 景観行政の取組

- 2. 1 景観行政について 10
- 2. 2 景観にかかる取組 12
- 2. 3 花と緑にかかる取組 16
- 2. 4 屋外広告物にかかる取組 21

3. 施策の実施状況

- 3. 1 景観への関心を高め意識の向上を図る 29
- 3. 2 景観形成の総合的な推進体制を構築する 36
- 3. 3 規制・誘導を含めた効果的な展開を図る 39

資料編

- 1. 宮崎市の行政組織 51
- 2. 宮崎市の景観行政の歩み 53

1. 宮崎市の概要

1. 1 宮崎市の概要

1. 2 宮崎市における景観の特性と課題

1.1 宮崎市の概要

1.1.1 沿革

宮崎市は、大正13年4月1日に宮崎郡宮崎町、大淀町および大宮村の廃置分合を行い、市制を施行しました。市制施行当時の人口は42,920人、面積は45.15平方キロメートルでした。

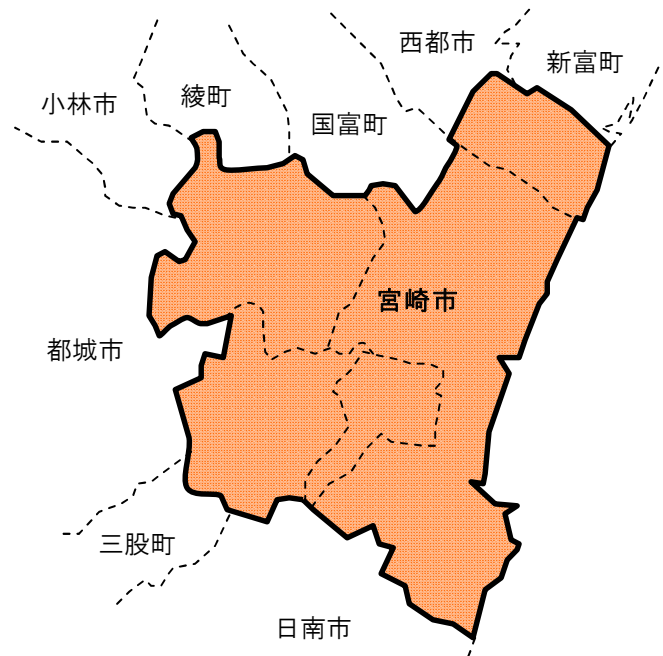
その後、昭和7年4月20日に櫛村を、昭和18年4月1日に赤江町を、昭和26年3月25日には瓜生野、木花、青島、倉岡の4村を、昭和32年10月1日に住吉村を、昭和38年4月1日に生目村を編入合併しました。

平成の大合併では、平成18年1月1日に佐土原、田野、高岡の3町を、平成22年3月23日に清武町を編入合併し、人口約40万人、面積643.67平方キロメートルの県都として、新たなスタートを切りました。

本市は日向神話の舞台として、多くの神話伝承地を抱え、昭和40年12月「日本のふるさと観光文化都市」を宣言しました。また昭和41年2月11日には、この歴史につながる縁によって、檜原市と姉妹都市の盟約を結んでいます。

また、本市は温暖な気候に恵まれ、「太陽と緑」に象徴される国際観光リゾート都市として発展していますが、平成4年5月25日にはアメリカ合衆国バージニアビーチ市と姉妹都市に、平成16年5月16日には中華人民共和国葫蘆島市と友好都市の締結を行いました。

この間、平成10年4月1日には、政令指定都市に次ぐ事務権限をもつ中核市に移行し、なお一層市民に密着した市政を目指し、九州の中核都市にふさわしい特色あるまちづくりを進めています。



1.1.2 位置及び地勢

本市は九州南東部に位置し、地形は北部から西部にかけて丘陵地が連なり、南部は鰐塚山系、双石山系の山地で占められます。市内の北端には一ツ瀬川が、中央部には大淀川、清武川、加江田川などが東流し、広大な宮崎平野を形成して日向灘に注いでいます。東部の海岸は白砂青松の砂浜が続きますが、市南部に位置する青島以南は、山地が海岸まで迫り、複雑な海岸線を呈しています。

1.1.3 面積・位置（平成31年4月1日現在）

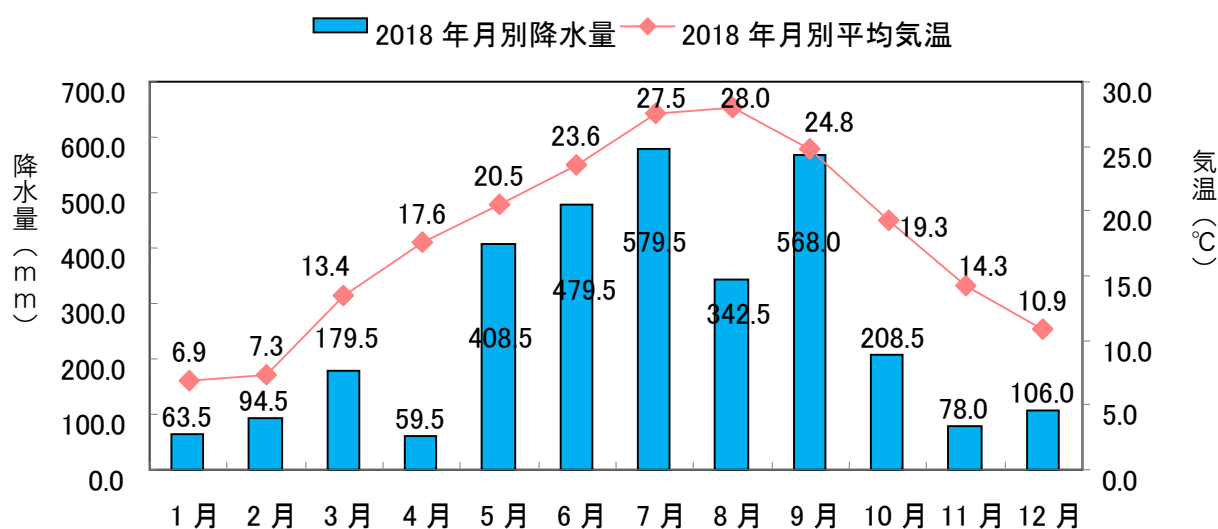
面 積		643.67 km ²	極 東	佐土原町下富田	東經 131° 30' 21"
			極 西	高岡町内山西和石	東經 131° 11' 21"
距 離	東 西	29.9 km	極 北	佐土原町上田島巨田	北緯 32° 03' 57"
	南 北	38.3 km	極 南	大字内海	北緯 31° 43' 16"

1.1.4 気候

○ 概況（平成30年）

区 分		数 値	区 分	数 値
気温	平均	17.8 °C	日照時間	2,192 h
	最高	34.9 °C	平均湿度	77 %
	最低	-3.1 °C	平均海面気圧	1,015.2 hPa
年間降水量		3,167.5 mm		

○ 月別平均気温・降水量（平成30年）



1.1.5 人口及び世帯数 現住人口（平成31年4月1日現在）

	男	女	計	世帯数
旧宮崎市域	147,212	167,038	314,250	145,210
旧佐土原町域	15,545	17,537	33,082	13,252
旧田野町域	5,002	5,667	10,669	4,384
旧高岡町域	5,090	5,781	10,871	4,447
旧清武町域	13,939	14,868	28,807	12,982
合 計	186,788	210,891	397,679	180,275

（平成27年国勢調査結果を基に推計）

1.2 宮崎市における景観の特性と課題

1.2.1 宮崎市の景観特性

(1) 気候に恵まれ明るく開放的な景観が形成されている

本市は、温暖な気候に恵まれるとともに、全国的にみて降水量の多い地域でありながら日照時間が長いという特徴があります。

こうした気候により、明るい青空の広がる、太陽の光り輝くイメージを感じさせる都市となっています。



明るく開放的な景観

(2) 地形条件により広がりのある景観が形成されている

本市は、南北に伸びる海岸線とその背後に広がる平野により、ダイナミックで広がりのある景観が見られます。

また、平野の西から南へ山地が連なり、「緑のスクリーン」として市街地を取り囲んでいます。さらに山から海へと広々とした水と緑の空間を感じさせる大淀川が流れています。



南北方向の海岸線



広々とした大淀川

（３）地域の特性に応じて多様な景観が形成されている

本市では、広がりのある豊かな自然環境のもと、私たちの生活や産業活動に根ざした様々な景観が見られます。高層ビルや店舗が立ち並ぶ商業地、農地や山林を開発してつくられた住宅地、あるいは農産物等の生産や生活の場としての田園や集落などの多様な景観が、美しい沿道景観とあわせて形成されています。



（４）自然や歴史、都市の特徴を表す多くの景観資源が分布している

本市には、特徴的な地形・植生を有する地域や自然公園などの自然的景観資源、歴史を物語る史跡や建造物などの歴史的景観資源、また大規模な都市公園、地区計画・建築協定により計画的に整備された住宅団地など、都市的な景観資源が数多く分布しています。



河上家武家門

（５）花と緑が景観形成の重要な要素となっている

本市は、海岸線に沿った緑豊かな都市公園、大きく育った亜熱帯性の街路樹、また四季折々のイベントや、商店街・住宅地等における市民主体の花植えなどによって「花や緑のまち」が強くイメージされるまでになり、全国的にも高い評価を得ています。

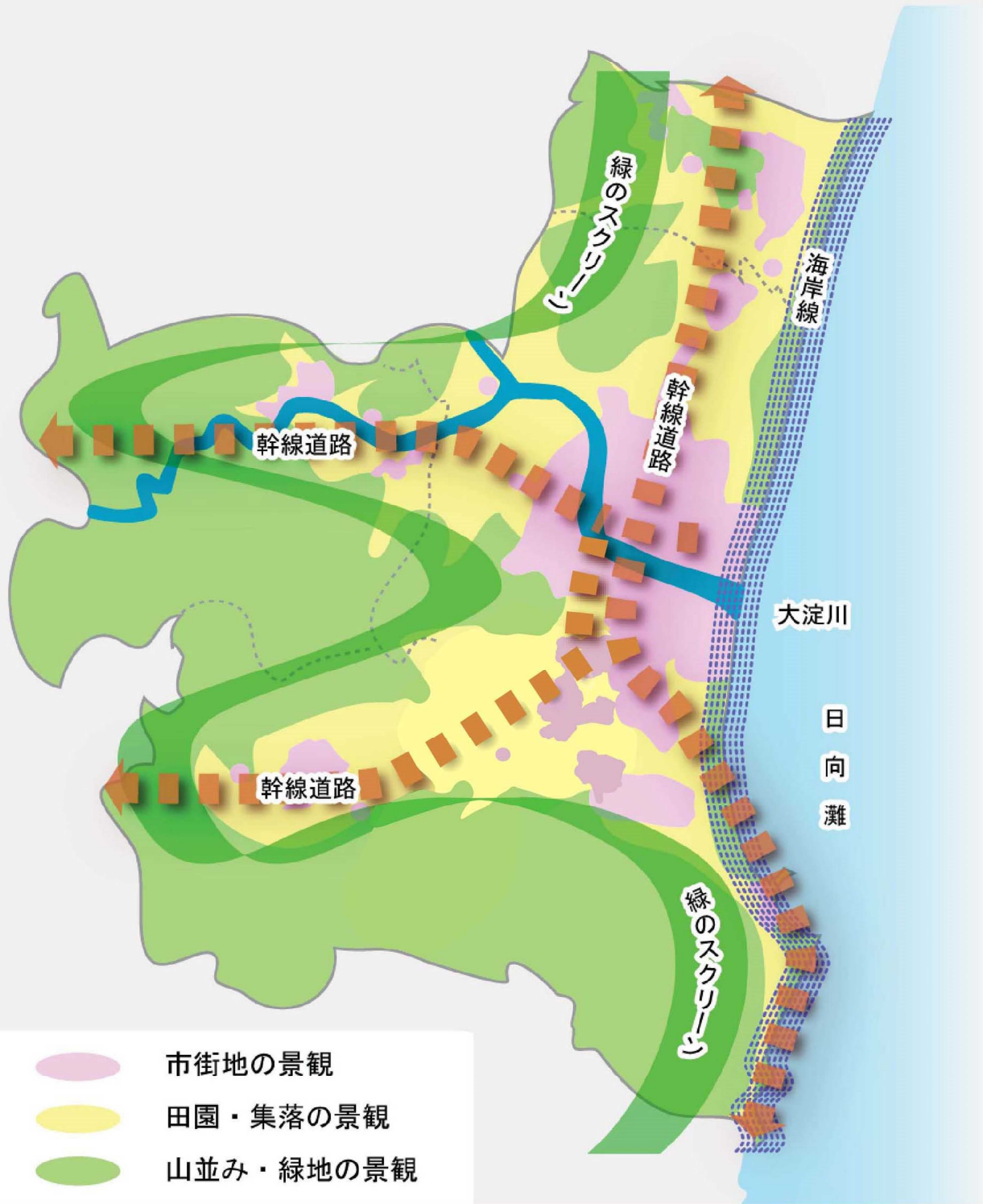


花と緑のまちづくりを支える市民の取組



学校活動における花づくりの取組

宮崎市の景観特性



1.2.2 宮崎市における景観の現状と課題

(1) 開発や地域社会の動向

人口増加に伴う郊外の住宅開発によって、ゆとりある良好な住環境が創出されてきましたが、その反面、山林や農地などの貴重な緑地が減少してきました。また、人口の郊外への分散傾向が見られるなか、自動車の普及に伴う郊外の大型店や沿道型サービス施設の立地により、広々とした田園風景の一部は失われ、そのあとには様々な種類の店舗や広告物が乱立する画一的な街並みが出現してきました。

このようななか、商業・業務機能が集積する中心市街地の活力が停滞し、県都としての魅力ある街並みも変化しつつあります。



郊外型の住宅地の増加



沿道型サービス施設の増加



中心市街地の様子

(2) 建築物の動向

近年の建築技術や材料の開発により、様々な形態・色彩の建築物が出現し、一部では周辺景観と著しく不調和な印象を与えている建築物もあります。特に中心部や住宅地ではマンション建設による眺望景観の阻害などの問題も生じています。

さらに、郊外における大型店や沿道型サービス施設の立地は、大規模な建築物や駐車場の出現とともに、様々な業態のサービス施設の立地を誘引し、周辺景観を大きく変化させる要因となっています。

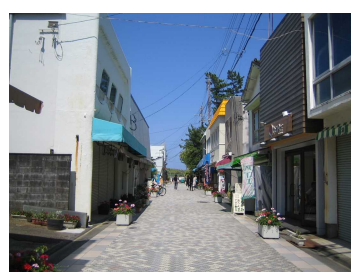
また、青島地区など観光地においては、空き店舗などが観光地としての魅力を低下させている状況にあります。



様々な高さや色彩の建築物の増加



大規模な商業店舗の出現



空き店舗が目立つ観光地

(3) 広告物の動向

郊外の幹線道路沿いでは、各種のサービス施設の立地により、様々な形や色の広告物が出現し、にぎやかな印象を与える一方、統一感のない雑然とした印象を与えています。

また、建築物の屋上に設置される大規模な広告物には、山並みなどへの眺望を妨げているものもあり、農村部においては、落ち着いたある田園景観を阻害するような広告物も見られます。その他、近年では窓内広告やLED広告など、広告物も多様化しています。



幹線道路の広告物



郊外の広告物



窓内広告

(4) その他

都市中心部の幹線道路などでは電線類の地中化が進められていますが、いまだ電柱や電線が目立つ状況です。また、近年の携帯電話の普及に伴い、その無線中継用の鉄塔が乱立して、高圧線の鉄塔などとあわせて周辺景観に大きな影響を与えています。

その他、一部の市民のマナーの低下によるゴミのポイ捨てや自転車の放置なども、景観を損ねる要因となっています。



携帯電話の無線中継用の鉄塔



高圧線の鉄塔



バス停への自転車の放置

2. 景観行政の取組

- 2. 1 景観行政について
- 2. 2 景観にかかる取組
- 2. 3 花と緑にかかる取組
- 2. 4 屋外広告物にかかる取組

2.1 景観行政について

(1) 行政組織

本市は、平成2年度に都市景観条例を制定し、美しい自然と情景につつまれた景観都市を目指して、様々な景観施策をより積極的に展開しており、平成17年4月から都市整備部に都市景観課（平成20年4月から景観課）を創設し、行政組織の充実を図っています。

【景観課の事務】

○屋外広告物指導係

- ・ 屋外広告物の許可等に関する事
- ・ 屋外広告物の規制、指導等に関する事
- ・ 屋外広告業の登録、指導等に関する事
- ・ 公共掲示板の利用の承認及び維持管理に関する事

○景観企画係

- ・ 景観に係る企画及び調整に関する事
- ・ 宮崎市景観審議会に関する事
- ・ 景観法及び宮崎市景観条例に基づく届出等に係る助言及び指導に関する事
- ・ 課内の庶務及び課内の他係に属さない事

○花と緑の係

- ・ 緑の保全及び緑化の推進に関する事
- ・ 花のまちづくり事業の企画立案に関する事
- ・ 風致地区内における建築物その他工作物の建築等の許可に関する事
- ・ 自然公園法に基づく許可に関する事
- ・ 緑の審議会に関する事
- ・ 緑化についての相談及び指導に関する事
- ・ 都市緑地法に関する事

【平成31年度 景観課の体制】

(単位：人)

	課長	課長 補佐	係長 (主幹)	主査	主任主事 主任技師	主事 技師	嘱託	計
	1							1
屋外広告物指導係			1		2	1	5	9
景観企画係		1		1	2	1	1	6
花と緑の係			1	1	3		2	7
計	1	1	2	2	7	1	8	22

（２）審議会、関係団体等

【宮崎市景観審議会】

宮崎市景観条例第 26 条の規定により設置され、17 名の委員で構成されています。景観の形成に関する事項や屋外広告物に関する事項を調査審議しています。

○平成 28 年度の開催状況

- ・第 1 回（平成 28 年 11 月 1 日）
「景観形成に係る太陽光発電設備等における景観条例等の改正及び
景観計画の改訂について」
「野立集合広告の基準の検討について」
- ・第 2 回（平成 29 年 3 月 27 日）
「景観形成に係る太陽光発電設備等における景観条例等の改正及び
景観計画の改訂について（継続審議）」

○委員構成（H30. 4. 1 現在）

- ①知識経験を有する者 : 7 名
（環境デザイン・都市計画・建築・観光・商工・芸術・教育・法律）
- ②市民 : 4 名
- ③屋外広告業を営む者 : 1 名
- ④関係行政機関職員（国・県）: 2 名
- ⑤特別委員 : 3 名

【宮崎市緑の審議会】

宮崎市緑のまちづくり条例第 30 条の規定により設置され、緑化推進等に関する事項を調査審議しています。

○平成 30 年度の開催状況

- ・第 22 回 緑の審議会「宮崎市緑の基本計画改訂について」
- ・第 23 回 緑の審議会「宮崎市緑の基本計画改訂について」

○委員構成（H30. 4. 1 現在）

- ①学識経験者 : 2 名
- ②市民団体構成員及び市民 : 9 名
- ③関係行政機関職員 : 2 名

（３）景観整備機構

良好な景観の形成に取り組む住民を支援するため、地方公共団体に代わって、あるいは地方公共団体とともに良好な景観の形成に取り組む主体となる団体として、景観法に基づく「宮崎市景観整備機構」を指定しました。

- ・指定機関 （一社）宮崎県建築士会
- ・指 定 日 平成 20 年 12 月 26 日

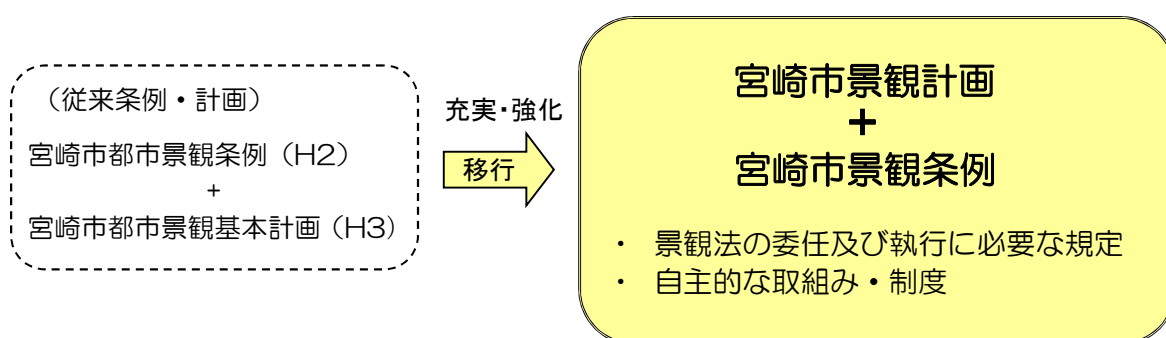
2.2 景観にかかる取組

2.2.1 宮崎市景観条例〔旧 宮崎市都市景観条例〕

宮崎市都市景観条例は、都市景観の形成に関する基本的かつ必要な事項を定め、これを総合的に推進することにより、緑豊かな自然と文化に育まれた、宮崎らしい、美しく魅力あるまちづくりを推進するため、平成2年4月に施行されました。その後、平成19年9月に改正され、宮崎市景観条例として、平成20年1月に施行されました。

【策定の経緯】

平成元年	景観に関する条例制定に向けて検討開始
平成2年 3月	宮崎市都市景観条例制定（4月1日施行）
平成2年 6月	都市景観審議会に景観基本計画の考え方等について諮問
平成3年 2月	答申
平成3年 3月	景観基本計画（案）について諮問・答申
同月	条例規則制定・施行
平成14年12月	一部改正（バス広告の事前届出制を導入）
平成18年 6月	一部改正（大規模建築物等の新築等の届出に関し色彩基準の導入）
平成19年 9月 28日	改正（名称を宮崎市景観条例に変更、景観法が委任している規定及び同法の施行に必要な規定の整備）
平成19年10月 1日	宮崎市景観計画告示
平成20年 1月 1日	改正条例施行
平成21年 3月 30日	一部改正（建築物の届出対象規模の見直し）
平成23年 3月 31日	一部改正（景観形成推進地区、景観まちづくり協定制度の制定）



【条例の内容】

○総 則

- 市民の地域に対する誇りと愛着をはぐくむような美しく魅力ある景観づくりを市民、事業者及び行政が協働して推進し、もって快適で心豊かに過ごすことができるまちづくりに資することを目的としています。

○景観計画

- ・ 景観計画の策定：景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画を定めます。
- ・ 重点景観形成地区等：特に景観の形成を図る必要があると認める区域を「**重点景観形成地区**」とし、地区の特性に応じた、景観形成計画及び景観形成基準を定め、当該地区内の建築行為等について、市長はその規模に関わらず事前届出を義務付け、地区基準等に適合するように、助言・指導を行います。

また、地域住民や事業者などが、自ら積極的に景観まちづくり協定を締結し、認定された地域を「**景観形成推進地区**」と定め、地元と連携しながら景観形成を推進しています。

- ・ 景観計画への適合：建築物、工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更等及び屋外広告物の表示、設置等の行為が景観計画に適合するように努めなければなりません。

○景観法の施行に関する事項

- ・ 景観計画区域内行為等届出：市域全域を対象に、一定規模以上の建築物や工作物等については、その建築行為等に先立ち、景観上配慮すべき事項について事前に届け出ることを義務付け、市長は必要に応じて「宮崎市景観計画（平成 19 年 10 月策定、平成 24 年 3 月変更）」に基づき、助言・指導を行います。宮崎市景観計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、景観の形成を図るため必要な助言又は指導を行います。

○屋外広告物の表示等

- ・ 屋外広告物表示等届出：重点景観形成地区及び重点景観形成地区以外で一定規模以上の屋外広告物については、その表示等に先立ち、その内容を届け出ることを義務付け、市長は必要に応じて宮崎市景観計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、景観の形成を図るため必要な助言又は指導を行います。
- ・ 乗合自動車広告物表示届出：乗合自動車に表示する広告物は、視認性が高く、一定の区間（路線）を継続的に移動することから、運行される地域の景観に大きな影響を与えることがあるため、届出の対象とし、デザイン等について助言・指導を行います。

○景観重要建造物等

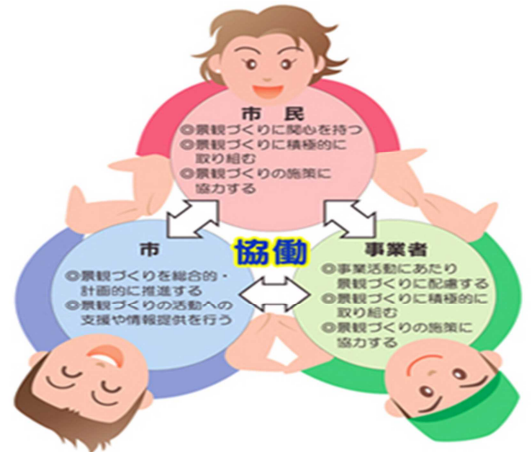
- ・ 景観重要建造物等：景観形成上重要な建築物、樹木を景観重要建造物、景観重要樹木として指定し、助言・指導を行い、その保全に努めます。

○表彰、助成等

- ・ 表彰：景観の形成に寄与していると認められる建築物や工作物などの所有者、設計者、施工者、及び景観の形成に関する活動を推進している者その他景観の形成に貢献している者を表彰します。
- ・ 景観の形成に係る助成等：景観の形成のために必要と認める場合は、技術的援助や助成を行います。

○宮崎市景観審議会

- ・ 本条例及び宮崎市屋外広告物条例に定める事項のほか、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を調査審議します。



2.2.2 宮崎市景観計画

(1) 宮崎市都市景観基本計画

本市では、平成2年に施行された宮崎市都市景観条例に基づき、都市景観形成のマスタープランである「宮崎市都市景観基本計画」を平成3年3月に策定しました。

「豊かなひろがりのある、花のにあうまち・みやざき」を基本理念として4つの基本目標と10の景観形成基本方針を設定し、良好な都市景観の形成を進めてきました。

(2) 宮崎市景観計画の策定

平成2年の宮崎市都市景観条例の施行、平成3年の条例に基づく都市景観基本計画の策定以来、景観行政に取り組んできておりましたが、その間、社会情勢の変化から本市の景観を取り巻く状況も大きく変化してきました。このような中、平成16年には、良好な景観の形成を促進するため、我が国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が国により制定されました。また、平成18年1月には佐土原、田野、高岡の3町及び平成22年3月の清武町編入合併により市域が拡大し、さらに多様な景観が加わりました。

本市では、社会情勢の変化や合併による市域の拡大に的確に対応するとともに、景観法の制度を活用するため、平成19年10月に「宮崎市景観計画」を策定しました。その後、新たな重点景観形成地区の指定や、清武町域の追加等（平成25年12月）改正をしています。

宮崎市景観計画は、旧宮崎市都市景観基本計画における理念・方針等の考え方を拡充させた景観形成のマスタープランとなります。景観計画の策定により、旧都市景観条例に規定された「大規模建築物等の新築等の届出」等の制度は、一部を除き、景観法に基づくものに位置づけられました。

【景観計画の概要】

①景観計画区域

本市全域を景観計画の区域とします。このうち旧条例に基づく都市景観形成地区として指定していた4つの地区(橋公園通り地区については平成21年4月に大淀川地区として区域を拡大)に、宮崎駅東通り地区(平成24年3月)を加えた5地区を、景観形成上特に重要な地区として重点景観形成地区としています。

また、地域住民や事業者などが、自ら積極的に景観形成に取り組み、景観まちづくり協定が締結、認定された地区を「景観形成推進地区」として四季通り地区を指定しています。

②景観形成の方針

「豊かなひろがりのある、花のにあうまち・みやざき」を景観形成のための基本理念とし、本市が目指すべき景観のイメージとなる4つの目標を定め、これらの実現に向け、6つの基本方針を示します。

重点景観形成地区等については、市域全体の景観形成に関する方針に加え、地区ごとの整備方針を示します。

③景観形成のための行為の制限に関する事項

市域全体（重点景観形成地区等を除く）においては、高さ、もしくは建築面積及び延べ面積に応じて届出対象行為を定めます。

<市域全体（重点景観形成地区を除く）>

- ・建築物及び工作物の外観の基調色は、色相R、Y R、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度5以下を基準とします。

<重点景観形成地区>

- ・建築物及び工作物の外観の基調色は、色相R、Y R、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度5以下を基準とします。

ただし、大淀川地区・駅東通り地区については、建築物及び工作物の外観の基調色は、色相R、Y Rは彩度4以下、Yは彩度3以下、その他の色相は彩度2以下かつ明度は7以上（緑地内や背景が緑地等の自然地となる建築物等の場合は、明度2以上7以下）を基準とします。

大淀川地区の内、橘公園通りゾーンについては、上記の基準に以下の基準を加えます。

- ・建築物の壁面は「前面道路」から原則として1 m（延べ面積が2,000㎡以上の建築物については2m）以上後退した位置に設けること。

<景観形成推進地区>

- ・四季通り地区は、1階開口部をショーアップウィンドウあるいはシースルーシャッター等とする。附帯設備類は、原則として通りから見えにくい場所に設置するなどといったガイドラインを定めています。

<移動通信用鉄塔>

- ・鉄塔の基調色は、色相R、Y R、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度5以下を基準とし、背景との調和に留意します。

（対象区域：重点景観形成地区等、「道路景観軸」に位置付けられた道路路端から300m以内）

④景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に関する事項

多くの市民に親しまれている建造物や樹木のうち、道路その他の公共の場所から容易に眺められるものを対象として、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めます。

⑤屋外広告物の表示等の制限に関する事項

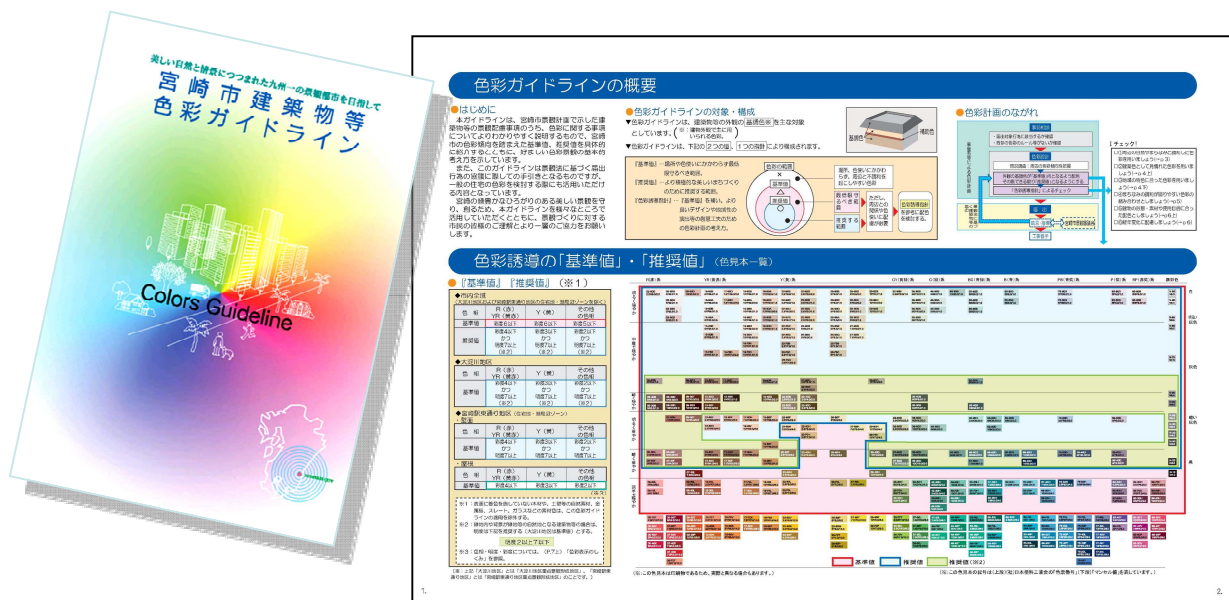
景観形成のため、屋外広告物の表示等の制限に関する事項を定めます。

⑥景観重要公共施設の設備等に関する事項

景観重要公共施設の指定に関する事項を定めます。

⑦景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

景観形成上の重要性や農業振興上の必要性を十分に勘案しながら策定を推進します。



2.3 花と緑にかかる取組

2.3.1 宮崎市緑のまちづくり条例

この条例は、平成13年9月に策定した「宮崎市緑の基本計画」に基づき、市・市民及び事業者の三者が一体となり、花と緑の豊かなまちづくりを総合的・計画的に推進するため、その指針となるべく、平成15年4月に施行されました。

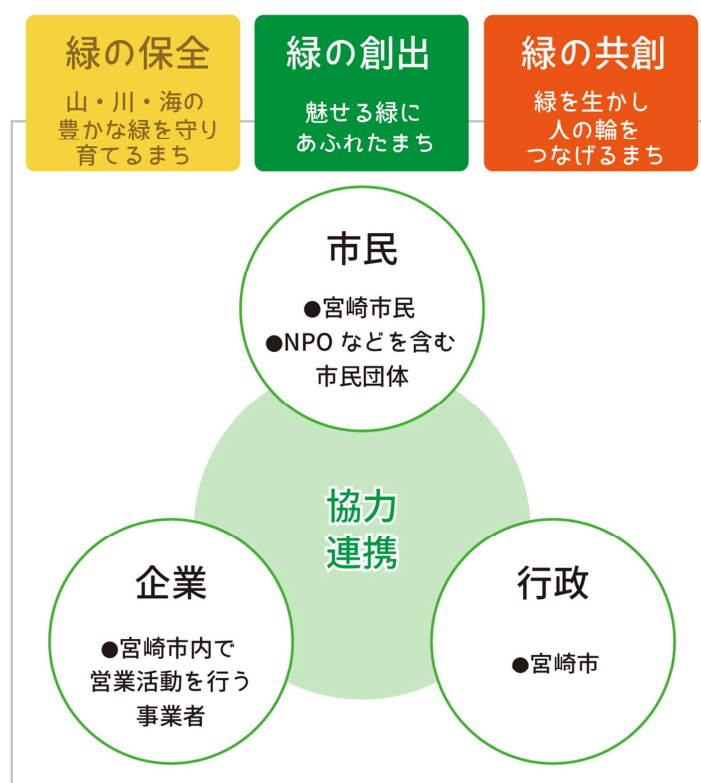
平成15年4月 条例制定（4月1日施行）

平成20年1月 一部改正

【条例の内容】

○総則

- ・ 緑のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とします。
- ・ 基本理念
 - ①雄大な大淀川を中心とした豊かな自然、観光都市としての緑の造形等、先人達が情熱を注ぎ創り上げてきた貴重な財産である緑を後世に確実に引き継ぎます。
 - ②新たな緑の公共的空間の確保を図ることにより、美しいまちづくりを推進します。
 - ③心に安らぎとゆとりを与え、まちに潤いをもたらす緑の重要性を認識し、生活の中に緑を感じ、緑との共生を通じ、市民一人一人が真に豊かさを実感できるようなまちづくりを推進します。



○緑地の保全

- ・ 良好な自然景観を形成している緑地で、市民の保健休養又は良好な景観の形成のために保全することが必要であると認める区域を緑の保全地区として市が指定し、行為の制限事項を定めることにより建築や開発などから緑地を守ります。
- ・ 市長は緑の保全地区内の土地所有者等の方々と「緑の保全協定」を締結することができます。協定では、区域内の行為の制限事項や協定期間等を定め、土地所有者等の方々は区域内の緑の保全に努める必要があります。

○郷土の名木

- ・ 良好な自然環境を維持するために必要があると認める樹木で一定の基準に該当するものを所有者の同意をいただき、「郷土の名木」として指定し、貴重な緑地を後世に引き継ぎます。

○緑化の推進

- ・ 市庁舎や学校、道路などの市の施設は、市民の見本となるように率先して緑化を図ります。また、国・県などの公共施設についても、緑化を図るように要請します。
- ・ 民間施設も、一定規模以上の建築や開発を行う場合には、事前に緑化計画書を提出していただき、樹木を植栽するなど緑化を図っていただきます。

○緑の審議会

- ・ 緑化を推進するため、市民の代表者などからなる「宮崎市緑の審議会」を設置します。

○市民活動の支援

- ・ 花と緑を通じた地域の交流と活性化を図る市民や民間団体の活動を支援します。

2.3.2 宮崎市緑の基本計画

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条の2に規定されており、「緑地の保全及び緑化の目標」「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」といった緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために定める基本計画であり、計画を定めたときは公表することが義務づけられています。

「宮崎市緑の基本計画」は平成13年9月に策定され、平成18年1月の佐土原町・田野町・高岡町及び平成22年3月の清武町との合併に伴い、平成26年3月に、新しい市域の現状・ニーズ等を反映したものに改訂しました。本計画は「第四次宮崎市総合計画」や「宮崎市都市計画マスタープラン」などを踏まえ、本市における公園の整備や緑地の保全、緑化の推進といった緑に関する今後の方針を定めています。

【計画の対象区域・目標年度】

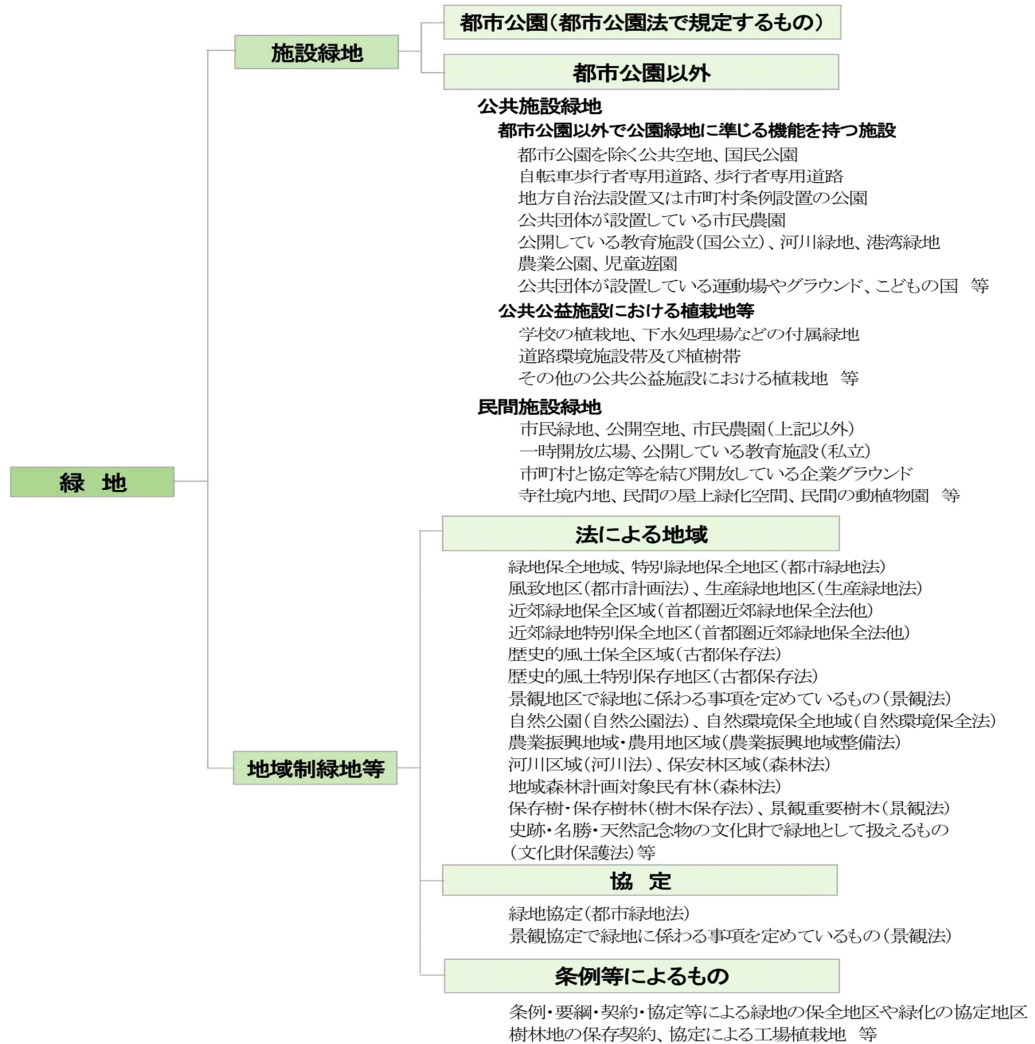
緑の基本計画の対象区域は、宮崎市全域とします。

また、計画の目標年度は、第五次宮崎市総合計画との整合を図り、2027年度改訂予定です。

【計画の内容】

本計画で扱う「緑」とは、自然緑地や農地などの生産緑地からなる地域制（自然系）緑地等と、都市公園や都市公園以外の公共施設緑地や民有緑地からなる施設緑地に分類し計画しています。また、本計画では、3つの緑の将来像と6つの基本方針を定め、これらの実施に向けて推進する施策を、「緑の保全」、「緑の創出」、「緑の共創」の三つに分類し定めています。

(緑地の分類)



出典：新編 緑の基本計画ハンドブック（一般社団法人 日本公園緑地協会）

【施策の体系図】

人口減少 少子高齢社会 公共投資余力の減少 地方創生			
	緑の分析・評価	緑を保全・推進するための課題	保 全
都市環境の改善・維持	山地の森林や河川、海岸線に囲まれた自然豊かな都市環境が形成されている。	●法の遵守による自然環境の保全	●森林等の保全 1-(1) ●水辺空間の保全 3-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	郊外の耕作放棄地や放置林の増加などにより緑が減少している。	●法の遵守による農林業地の保全 ●農林業従事者への支援	●優れた樹林地の保全 1-(2) ●農地の保全 2-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	市街地や郊外では自然や歴史的風土を感じられる天然記念物等が保全されている一方、郷土の名木は減少している。	●天然記念物等の保全 ●郷土の名木の保全と継承	●名木等の保全 1-(3)
	市街地の緑の不足はヒートアイランド現象の要因となる等、快適に生活できる都市環境を損なっている。	●快適な都市環境を提供する緑化の推進	●優れた樹林地の保全 1-(2) ●水辺空間の保全 3-(1) ●開発行為における緑の保全 4-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
生物多様性の確保	森林や河川、干潟や海浜等、生きものが生息できる自然環境が形成されている。	●法の遵守による自然環境の保全	●森林等の保全 1-(1) ●水辺空間の保全 3-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	郊外の里地里山、農地等に生きものが生息できる環境が形成されている。	●法の遵守による緑の保全 ●農林業従事者への支援	●優れた樹林地の保全 1-(2) ●農地の保全 2-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	市街地は生きものが生息できる緑が不足している。	●緑の保全 ●緑化の推進 ●水辺空間の保全	●優れた樹林地の保全 1-(2) ●水辺空間の保全 3-(1) ●開発行為における緑の保全 4-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	河川・街路樹等、生きものの移動空間となるべき緑が不足している。	●緑の維持管理 ●緑化の推進 ●水辺空間の保全	●水辺空間の保全 3-(1)
レクリエーション	広域的なレクリエーションの場として、多様なニーズに対応できる公園等が必要である。	●都市公園の市民ニーズへの対応 ●都市公園の維持管理 ●新たな魅力の向上	
	身近なレクリエーションの場となる市街地の公園が不足している。	●都市公園の市民ニーズへの対応 ●緑のオープンスペースの確保	
	市内各所に自然や歴史とのふれあい・学習の場として、自然公園等が整備されている。	●自然・歴史公園等の保全 ●新たな魅力の向上	●森林等の保全 1-(1) ●優れた樹林地の保全 1-(2)
防災・減災	南北の海岸沿いには潮害防備保安林が整備され、山地には山間部の崩壊等を防ぐ保安林が指定されている。	●法の遵守による緑の保全	●森林等の保全 1-(1) ●水辺空間の保全 3-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	郊外の山林や農地等は土砂災害の未然防止に寄与している。	●法の遵守による緑の保全 ●農林業従事者への支援	●優れた樹林地の保全 1-(2) ●農地の保全 2-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	市内各所に運動公園等の広域避難場所が整備されている一方、市街地の緑のオープンスペースや、火災時の延焼防止効果が高い緑が不足している。	●都市公園等の維持管理 ●緑のオープンスペースの確保	
景観形成	山地では太陽光発電施設の建設等に伴い森林等の緑が失われており、海岸においても砂浜が侵食される等、美しい自然景観が失われつつある。	●法の遵守による自然景観の保全	●森林等の保全 1-(1) ●水辺空間の保全 3-(1) ●開発行為における緑の保全 4-(1) ●法令の適切な運用 4-(2)
	市街地はワシントニアパームやクス並木により、緑を生かした都市景観が形成されており、一層の魅力の向上が必要である。	●緑の維持管理 ●緑化の推進 ●宮崎らしい景観形成	
	市街地は風致地区や緑の保全地区が指定され、良好な景観を形成している。	●法の遵守による緑の保全	●森林等の保全 1-(1) ●優れた樹林地の保全 1-(2)
	駅、空港、港は宮崎らしさを印象付ける緑が整備されており、一層の魅力の向上が必要である。	●緑の維持管理 ●緑化の推進 ●宮崎らしい景観形成	
活性化域	少子高齢社会の進行により、市民緑化活動の担い手が減少している。	●持続可能な市民緑化活動の促進・支援	

安全・安心		地球環境問題	生物多様性
課題を解決するための施策		緑の基本目標	基本方針
創 出	共 創		
		自然環境が継続して保全され、良好な都市環境が提供されている。	良好な都市環境の形成
		郊外の農林業地が維持され、自然と共存できる環境が提供されている。	
		天然記念物や郷土の名木等が保全され、緑の重要性が引き継がれている。	
●身近な公園の整備・維持管理 1-(1) ●公共・民有地の公園的活用 2-(2) ●水辺の整備 3-(1) ●道路の緑化 5-(1) ●公共施設の緑化 5-(2) ●民有地の緑化 6-(1) ●各種法制度を活用した緑化の推進 6-(2)	●緑の市民活動の充実 1-(2)	緑あふれる市街地が形成され、快適に生活できる都市環境が提供されている。	
		自然環境が継続して保全され、多様な生きものが生息している。	多様な生きものとふれあえる都市の形成
		郊外の里地里山、農地等が適切に維持管理され、多様な生きものが生息できる緑が保全されている。	
●身近な公園の整備・維持管理 1-(1) ●公共・民有地の公園的活用 2-(2) ●水辺の整備 3-(1) ●道路の緑化 5-(1) ●公共施設の緑化 5-(2) ●民有地の緑化 6-(1) ●各種法制度を活用した緑化の推進 6-(2)	●緑の市民活動の充実 1-(2)	市街地の緑においても、多様な生きものとふれあうことができる。	
●身近な公園の整備・維持管理 1-(1) ●公共・民有地の公園的活用 2-(2) ●水辺の整備 3-(1) ●道路の緑化 5-(1) ●公共施設の緑化 5-(2)	●緑の市民活動の充実 1-(2)	河川・街路樹等の緑が適切に管理され、生きものの移動空間が確保されている。	
●拠点となる公園の整備・維持管理 1-(2) ●既存公園のリニューアル 1-(3) ●公園管理体制の充実 1-(4) ●花と緑に親しむ拠点づくり 4-(2)		広域的なレクリエーションの場として、多様化したニーズへの対応、観光資源としての魅力の向上が図られ、効率的な維持管理体制が整えられている。	時代のニーズに対応した緑のレクリエーションの場の形成
●身近な公園の整備・維持管理 1-(1) ●既存公園のリニューアル 1-(3) ●公園管理体制の充実 1-(4) ●公共・民有地の公園的活用 2-(2)	●緑の市民活動の充実 1-(2)	市街地における緑のオープンスペースの不足が解消されるとともに、多様化した市民ニーズに対応した利用が可能となっている。	
●拠点となる公園の整備・維持管理 1-(2) ●公園管理体制の充実 1-(4)		自然や歴史とのふれあい・学習の場として公園等が適切に管理され、地域資源としての魅力の向上が図られている。	
		自然災害の防止に役立つ緑が継続して保全されている。	防災・減災に役立つ緑の形成
		郊外の山林や農地等が維持され、自然災害の防止に役立つ緑が保全されている。	
●身近な公園の整備・維持管理 1-(1) ●拠点となる公園の整備・維持管理 1-(2) ●公共・民有地の公園的活用 2-(2) ●道路の緑化 5-(1) ●公共施設の緑化 5-(2) ●民有地の緑化 6-(1) ●各種法制度を活用した緑化の推進 6-(2)		広域避難場所が適切に管理され、市街地の緑のオープンスペースや延焼防止効果の高い緑の不足が解消されている。	
		自然豊かな景観が維持されている。	緑による美しい景観形成
●花と緑による地域性の演出 4-(1) ●道路の緑化 5-(1) ●公共施設の緑化 5-(2)	●緑の市民活動の充実 1-(2)	宮崎のシンボルとなる緑が適切に管理・創出されている。	
		風致地区や緑の保全地区の指定が継続され、良好な景観が継続して保全されている。	
●駅、空港、港湾への緑地整備 2-(1) ●花と緑による地域性の演出 4-(1) ●道路の緑化 5-(1)	●緑の市民活動の充実 1-(2)	宮崎を代表する空間や交通拠点などは、花や緑による修景が施されている。	
	●担い手の育成 1-(1) ●緑の市民活動の充実 1-(2)	市民緑化活動が継続され、緑を通じた地域活性化が図られている。	市民との共創による緑化活動推進

2.4 屋外広告物にかかる取組

2.4.1 宮崎市屋外広告物条例

良好な景観の形成や公衆に対する危害防止を目的として、平成10年4月1日の中核市移行により宮崎県から事務が委譲されたことに伴い、宮崎市屋外広告物条例を施行しました。

全市を地域特性に合わせて6段階に区分けし、適切な基準を設定し規制しています。また、掲出を原則禁止する地域・物件も定めています。

また、市による是正指導だけではなく、路上違反広告物追放推進員を委嘱し、市民との協力による取締りや除却等にも取り組むことで、良好な景観づくりを行っています。

【策定の経緯】

平成9年 条例制定（12月25日）

- ・平成10年度の中核市移行に伴い、屋外広告物法に基づき制定
- ・平成10年4月1日施行

平成14年 路線バスに表示される広告物（ラッピングバス広告）の許可制の導入

〔主な基準〕・表示可能面積：前面を除く各側面積の1／3以下

- ・掲示可能台数：本市に使用の本拠を有するバスの1／5以下

平成16年・平成17年 屋外広告物法の改正に伴う制度改正

平成20年

①大淀川地区の屋外広告物の上乗せ規制の設定

- ・宮崎市の景観上重要な軸である大淀川の周辺地区について、通常の屋外広告物の規制に加え、色彩基準の設定や、屋上広告の高さの制限などの上乗せ規制を行う
（平成21年10月1日施行）

②屋外広告物実態調査事業の実施

- ・市内全域の屋外広告物の状況を調査

平成21年 屋外広告物適正化推進計画の策定

- ・屋外広告物実態調査事業に基づき、宮崎市の屋外広告物のあり方を明示し、その適正化に向けた計画として策定

平成22年

①特例許可制度の創設

- ・違反広告物であっても是正計画書の提出を条件として許可できる制度を導入
許可をすることにより、市の管理下に置き、継続的に是正指導を行う

②未申請者に対する申請指導開始（6月から）

③地域活性化広告物制度の創設

- ・地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とした広告物については、一定のルールの下、特例的に許可できる制度を導入（本格運用は平成23年度から）

平成23年

①大規模店舗の特例基準の制定

- ・大規模小売店舗立地法の「大規模小売店舗」に該当する事務所（店舗面積1,000㎡以上）については、店舗面積の1,000㎡を超える部分の3％を、総量基準に加算する

特例措置を設定（第3種禁止地域、第1種規制地域、第2種規制地域に限る）

②宮崎駅東通り地区の屋外広告物の上乗せ規制の設定

- ・宮崎の玄関口である宮崎駅と宮崎港とを結ぶ景観形成上重要な宮崎駅東通り地区について、通常の屋外広告物の規制に加え、色彩基準の設定および高さの制限、道標の制限などの上乗せ規制を行う（平成24年4月1日施行）

③屋外広告物ガイドラインの策定

- ・望ましい広告景観のあり方を示すことで、広告物に対する広告主や事業者、市民の理解と共通認識を醸成し、広告物のデザインの向上や屋外広告物を活用したまちづくりにつなげつつ、宮崎市全体の良好な屋外広告物景観を形成していくため、「宮崎市の屋外広告物のビジョン」を策定

平成25年度

①清武町域の屋外広告物実態調査事業の実施

- ・平成20年の実態調査当時、未合併だった清武町域の屋外広告物の実態調査を実施

②屋外広告物適正化推進計画の改訂の実施

- ・平成25年度が目標年度のため、施策や目標を見直し、改訂を行った

③地域活性化歓迎広告物ガイドラインの策定

- ・地域活性化広告物のうち、歓迎広告に関するガイドラインを策定

平成26年度 特例許可制度の改訂

- ・平成27年3月末で終了予定だった特例許可制度を延長及び清武地区のみ新規受付可能とした

平成28年度 違反是正指導要綱策定、施行（屋外広告物、屋外広告業）

【規制の概要】

- 禁止広告物の指定
- 禁止物件の指定
- 地域的規制

用途地域をベースにして、市域全域を禁止地域と規制（許可）地域に区分し、それぞれの地域区分に応じて一事業所あたりの総量規制や、広告種別ごとの掲出基準を設定しています。

禁止地域：原則として自家用広告物と一定面積以下の道標（店舗案内）は掲出可

規制地域：許可を受けることにより、自家用広告物以外も掲出可

【違反広告物の簡易除却】

- 道路上の電柱等に掲示されたはり紙・はり札・広告旗・立看板について、屋外広告物法及び宮崎市屋外広告物条例に基づき、撤去します。
- 行政のみでは違反広告物の追放は難しいため、市民ボランティアである「路上違反広告物追放推進員（みちがえ・たい）」を募集し、身分証明書・腕章のほか、除却のための用具（ヘラ・スプレーなど）を貸与しています。
- 行政機関、関係団体及び路上違反広告物追放推進員が一同に会し、年2回、市内一斉に違反広告物の簡易除却活動を実施しています。

2.4.2 宮崎市屋外広告物適正化推進計画

本市では、平成 10 年の中核市移行に伴い「宮崎市屋外広告物条例」を定め、屋外広告物の許可業務を行っており、平成 20 年度には、屋外広告物の掲出状況を詳細に把握するため、当時全国的にも前例の少ない、全市域を対象とした屋外広告物実態調査を実施しました。その結果、ルールを外れて掲出されている物件が多数存在することが判明しました。

宮崎市屋外広告物適正化推進計画は、このような状況に適切に対処し、宮崎の美しい景観づくりに資するため、屋外広告物のあり方を明示するとともに、その適正化に向けた実効性のある計画として平成 22 年 6 月に定めました。平成 25 年度に目標年度を迎えたため、施策、目標等を見直し、平成 26 年度に改訂しました。

【計画の対象区域・目標年度】

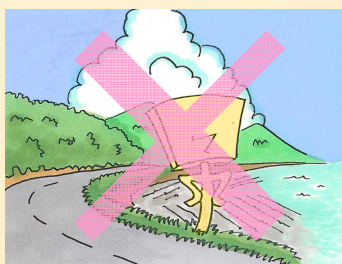
市全域を対象区域とし、平成 30 年度までに調査時 38.5%の申請率を 76.5%まで高めることを目標とします。平成 30 年度の申請率は 78.1%となり、目標を達成しています。

【計画の内容】

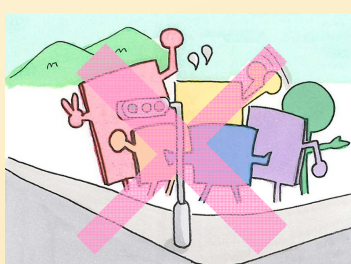
本計画では、基本理念を設定し、本市の屋外広告物のあるべき姿を提示し、4つの基本方針を設定しています。

しかし、この基本理念を実現していくためには、屋外広告物制度そのものが機能していることが前提です。そのためにはまず、制度そのものの信頼性を確立する必要があることから、4つの基本方針に基づく各種施策と並行して制度の適正化に関する施策を推進していきます。

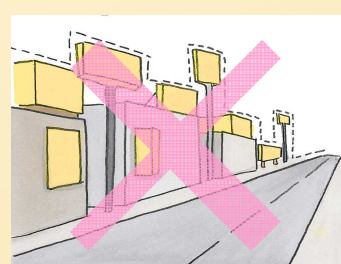
屋外広告物の現状



山並みや海への眺望を阻害する屋外広告物



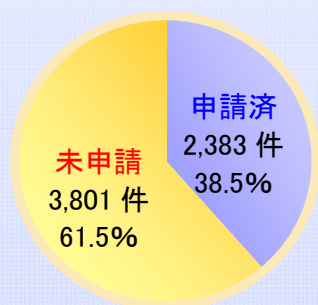
交差点などの安全性を阻害する屋外広告物



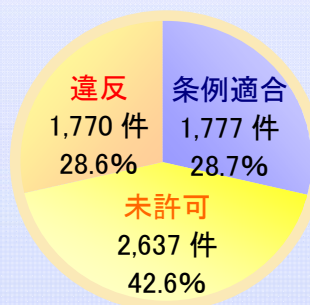
画一的で地域らしさのない圧迫感のある屋外広告物

（実態調査の結果）

※平成 20 年度調査



屋外広告物数
合計 6,184 件



約 6 割が許可を得ずに出されています

約 3 割が条例違反となっています

2.4.3 スケジュールと推進体制

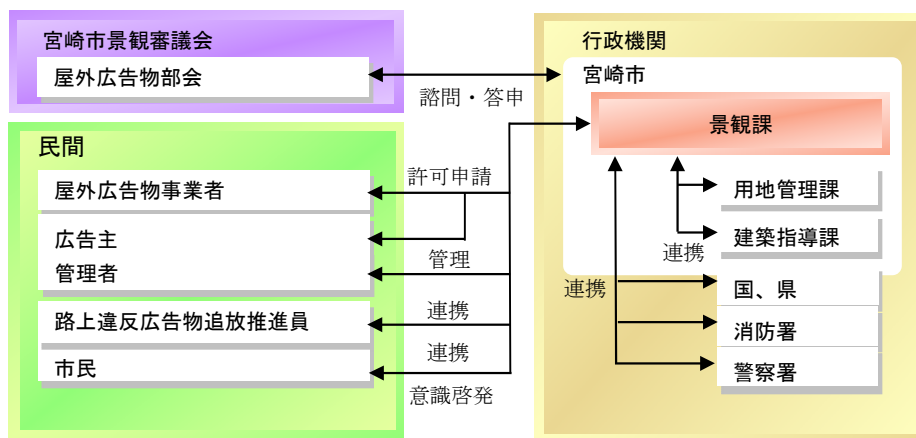
(施策内容とスケジュール)

具体的な施策の内容と実施スケジュールは以下のとおりです。

分類	施策名	短期(H26～H27)	中期(H28～H29)	長期(H30以降)
1 屋外広告物の適正化 に関する施策	①清武町の実態調査結果の整理・分析	■		
	②地域的規制の見直し ・沿道景観・交差点部 ・指定道路・第3種禁止・第3種規制	■	■	
	③個別基準の見直し検討 ・道標・のぼり旗・電光掲示板・LED広告 ・野立集合広告・色彩基準・窓内広告	■	■	■
	④景観賞の継続	■		■
	⑤業界団体等への周知徹底	■	■	■
	⑥市民意識の醸成	■	■	■
2 制度の適正化 に関する施策	①未申請者への是正指導 ・特例許可制度の創設(清武町域) ・特例許可制度のあり方検討(清武町域を除く)	■	■	■
	②是正指導事務の厳格運用	■	■	■
	③経済性が伴う屋外広告物制度の検討	■	■	■
	④是正指導マニュアルの整備	■	■	■

(計画の推進に向けて)

屋外広告物の適正化は、行政と市民、広告主、屋外広告物事業者等が一体となって進めていくことが重要です。



屋外広告物適正化の方針

屋外広告物適正化の基本的な考え方を示す。

○基本理念

良好な景観に資する屋外広告物とするための基本理念を定める。

『美しい自然に配慮し、まちと調和した、みんなでつくる屋外広告物』

○基本方針

基本理念を実現していくための基本方針を定める。

①自然への配慮

②まちとの調和

③みんなでつくる

④地域の活性化

○屋外広告物制度適正化の進め方

計画の実効性を高めるため屋外広告物制度の適正化方針を定める。

○広告物重点地区

宮崎市の広告物景観形成の骨格として定める。

A 宮崎市の景観形成上特に重要な地区

B 観光・リゾート拠点など、宮崎市の顔となり一体的な景観形成の必要な地区

C 宮崎市の骨格を形成し、本市を印象づける幹線道路沿道

3. 施策の実施状況

- 3. 1 景観への関心を高め意識の向上を図る
- 3. 2 景観形成の総合的な推進体制を構築する
- 3. 3 規制・誘導を含めた効果的な展開を図る

ここでは、「宮崎市景観計画」第2部景観形成の基本的な考え方及び同第3部第1章「景観形成の推進方策」において印された良好な景観の形成に関する取組について、平成24年度を中心に市が講じた施策の実施状況を取りまとめています。

施策の実施状況の[主な取組]には、市が取り組んだ主要な施策事業の実施状況を掲載しています。

○ 施策の体系図

1. 基本理念

『豊かなひろがりのある、花のにあうまち・みやざき』

2. 目標

目標（１）
空と海、山と川が広がるまち

目標（２）
地域らしさが感じられるまち

目標（３）
花と緑豊かな美しいまち

目標（４）
にぎわいや活気が感じられるまち

3. 基本姿勢

（１）景観形成の対象範囲

（２）市民、事業者、行政の協働

4. 基本方針

①景観の骨格を保全し強調する

②地域の景観の特性を活かす

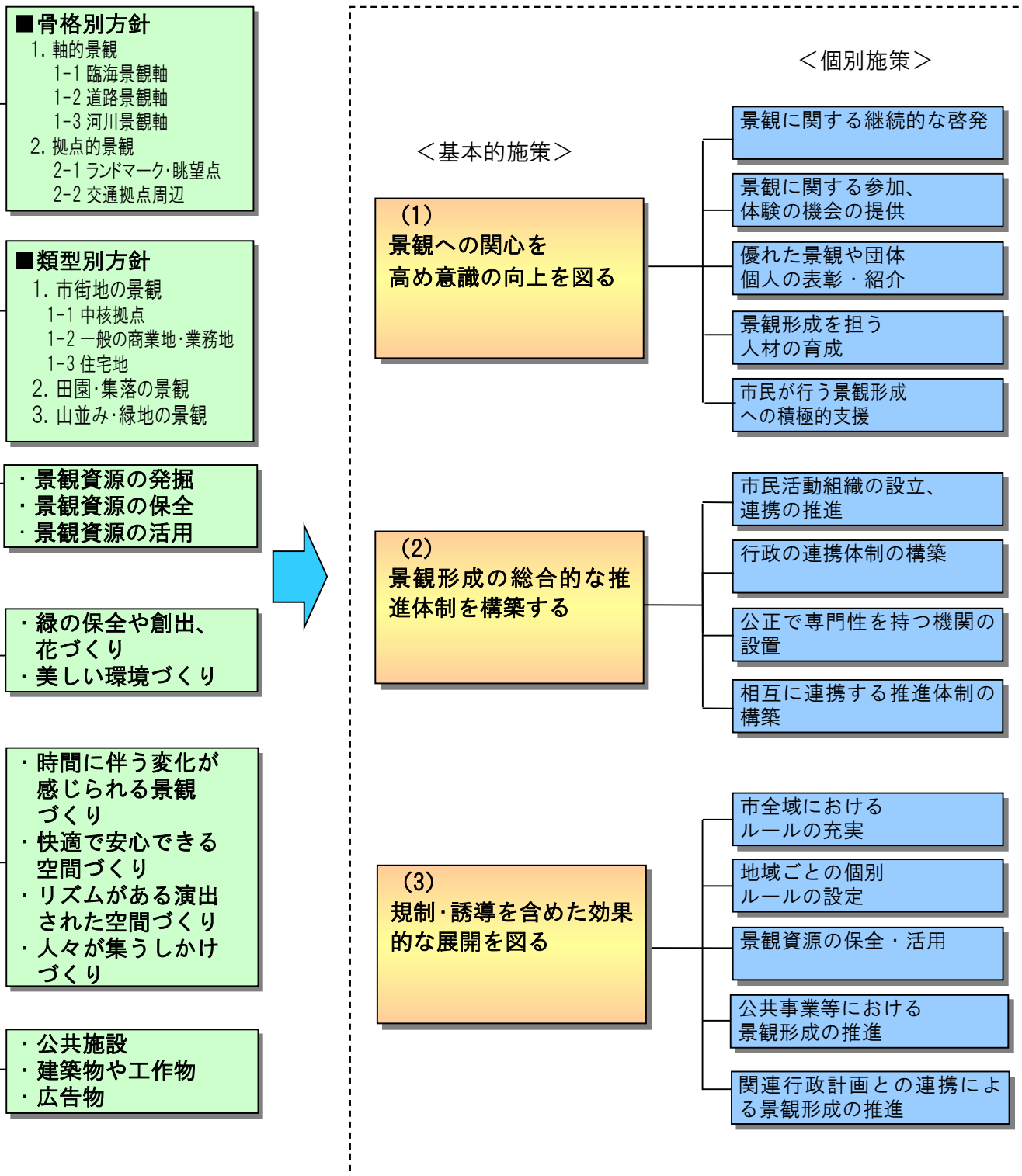
③多様な景観資源を保全し活用する

④花と緑あふれる美しい環境づくりを行う

⑤豊かな表情が感じられる景観づくりを行う

⑥景観の要素に応じてきめ細かな配慮を行う

5. 推進方策



3.1 景観への関心を高め意識の向上を図る

方針	推進の方向性
景観への関心を高め 意識の向上を図る	1. 景観に関する継続的な啓発
	2. 景観に関する参加、体験の機会の提供
	3. 優れた景観や団体個人の表彰・紹介
	4. 景観形成を担う人材の育成
	5. 市民が行う景観形成への積極的支援

3.1.1 景観に関する継続的な啓発

個別施策
○ 市民、事業者、行政の関心を高め景観形成に関する意識を醸成するため、情報発信の充実や各種イベントの開催、わかりやすいガイドラインの作成など、景観に関する継続的な啓発を行う。【景観課、秘書課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
景観に関する 各種パンフレットの 作成・配布 【景観課】	・市民向け・事業者向けの景観に関するガイドラインやパンフレットを作成し、配布する。	○パンフレット類の種類 ・宮崎市景観計画(概要版) ・宮崎市の景観づくり ・宮崎市の景観づくり(手続き編) ・宮崎市建築物等色彩ガイドライン ・宮崎市緑のまちづくり条例について ・宮崎市緑の基本計画 ・重点景観形成地区景観形成ガイドライン ・四季通りまちづくり協定 ・宮崎市屋外広告物ガイドライン
景観まちづくり 啓発事業 【景観課】	・景観に関するセミナーやフォーラム等を開催し、景観に関し啓発を図る。	・景観まちづくりのつどい 講演「宮崎観光の父 岩切章太郎」 ー岩切イズム語り部 渡邊綱纒 氏に 学ぶ宮崎の景観ー 平成31年1月25日開催 約64名
景観情報ホームページ作成事業 【景観課】	・景観に関する情報をホームページに掲載し、啓発を図る。 ・景観に関するすぐれた取組や地域の景観スポットを掲載する。	・みやざき景観だより「ちょこっと景観」をHP、庁内掲示板等に掲載 (平成22年5月から、毎月1回発行)

SNSを活用した 情報発信 【景観課】	・ツイッター、Facebook(宮崎顔本町)が持つ即時性、拡散性を生かすことで情報の伝播効果を期待し、市の景観施策に関する情報を積極的かつ即時に発信し、景観啓発の促進を図る。	・平成 24 年 3 月より運用開始
宮崎市公式インスタ グラム投稿 「#miyazaki_colors」 【秘書課】	・市公式アカウントにて、フォロワーが投稿した画像を宮崎市の 1 枚としてフィーチャーする。 ・市は、Instagram 用に撮影することなく、宮崎市近郊の風景や日常写真をハッシュタグで検索したユーザー(フォロワー含む)に PR することができる。 ・フォロワーは、フィーチャーされることで、自分が投稿した写真を広く PR することができる。 ・フォロワーの写真を紹介することで、相互型の運用ができる。	・運用開始 平成 29 年 4 月 3 日 ・フォロワー数 8,507 人 ・投稿数 263 件 (平成 30 年 5 月 11 日時点)
新聞広告掲載 【景観課】	・景観に関する情報を新聞広告に掲載し、啓発を図る。	・宮崎日日新聞などに掲載

3.1.2 景観に関する参加、体験の機会の提供

個別施策
○ 景観に対する理解や、景観形成に対する意欲を効果的に高めるため、参加・体験型の学習の場や取組の機会を提供する。【景観課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
まちななフラワー パーク推進事業 【景観課】	・橋通りを中心としたエリアでボランティアを活用した植栽活動を行い、市民、事業者、行政の協働による花のまちづくりを推進する。	・開催時期:毎年 4 月、10 月 ・資材提供:花苗、培養土等の提供 ・参加者数:約 300 名
景観教室 【景観課】	・小、中学生を対象に景観に関する授業を行い、意識の醸成を図る。 授業内容:まちなみ紹介、まちなみ観察、模型造り、発表会等 ・平成 21 年度より、平成 20 年に宮崎市景観整備機構に指定した(一社)宮崎県建築士会の全面協力のもと実施。	・平成 30 年度 佐土原小学校(6 時間) 大宮中学校 (6 時間) 宮崎北中学校(6 時間) ・終了後、参加生徒の感想等をまとめた実施報告書を作成 ・平成 14 年度～30 年度 (延べ 2164 名)
地域の景観探検隊 の実施 【景観課】	・各地域の市民・事業者・まちづくり推進委員会等を対象に、景観の講義、まち歩き、ワークショップ等を行い、景観への関心、意識の向上を図る。	・平成 25 年度 一ツ葉地区にて実施 日程 :平成 25 年 11 月 9 日(土) 参加人数:延べ 23 人

風景絵画コンクール の実施 【景観課】	・将来を担う子どもたちに「宮崎市内のまちなみ・風景」を描いてもらうことにより、景観への関心を高め、意識の向上を図る。	・対象者：小学生、中学生 平成 30 年度(第 9 回) 応募件数 1,521 点 表彰・展示：受賞者を表彰するとともに、市内 2 箇所で開催
路上違反広告物 追放推進員 【景観課】	・路上違反広告物等の簡易除却に市民のボランティアが参加することを促進することにより、「違反広告物のないきれいなまちづくり」を推進することを目的とする。 ・委嘱された推進員は、道路沿いの電柱や街路樹などの禁止物件に掲出されたはり紙、はり札及び立看板を除却するほか、路上違反広告物に関する通報活動等を行う。	・「みちがえ・たい」と命名 ・平成 30 年度末時点の推進員数： 15 団体(458 名)
路上違反広告物 市内一斉除却 【景観課】	・宮崎市屋外広告物条例に違反する屋外広告物に対する指導。路上等に無断で設置される違反広告物の是正及び除却を行う。	・平成 30 年度市内一斉除却活動：2 回 協力機関、団体等：各道路管理者、警察、九電、NTT、広告業組合など



まちななかフラワーパーク推進事業



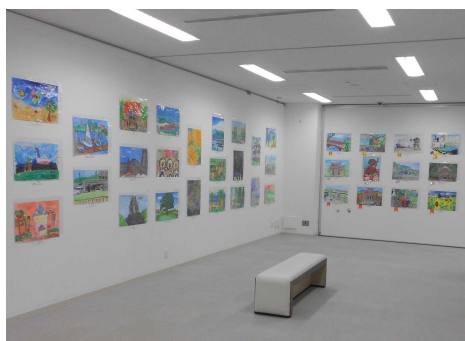
景観教室



地域の景観探検隊事業
(フローランテでのワークショップの風景)



宮崎駅東通線景観形成事業
(市民検討会)



宮崎市の風景絵画コンクール展示風景
(みやざきアートセンター)



違反広告物一斉除却

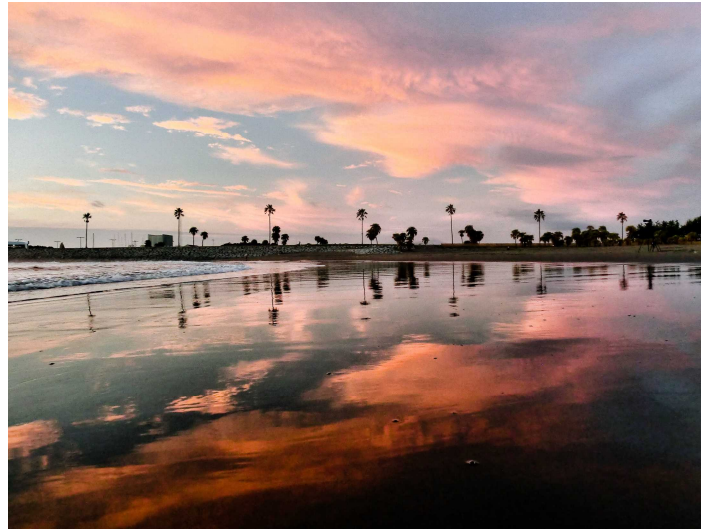
3.1.3 優れた景観や団体個人の表彰・紹介

個別施策	
○ 市内の優れた景観や景観形成に関する団体や個人の取組を紹介することなどにより、市民の意識向上を図る。【景観課】	

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
宮崎市景観賞の実施 【景観課】	- 平成 24 年度に従来の都市景観賞をリニューアルし、「景観賞」を創設した。 ・「建築部門」 ・「屋外広告物部門」 ・「まちづくり活動部門」 ・「景観フォトコンテスト」	・平成 29 年度「建築部門」 ・宮崎太陽銀行 本店 ・森のクリニック ・観光商業施設 青島屋 ・平成 30 年度「みやざき景観 100 選フォトコンテスト」 ＜応募作品＞ - 一般部門 :169 作品 - アンダー18 部門 :25 作品 - 他 : 5 作品 - 計 :199 作品
宮崎市花のまちづくりコンクール 【景観課】	・市民や事業者等の花のまちづくり意識の向上や市民への啓発・普及を図るため、公募による花のまちづくりコンクールを開催。 ・「個人部門」「企業部門」「学校部門」「地域活動部門」を設け、各部門・最優秀賞・優秀賞・優良賞を表彰。	・平成 30 年度(第 24 回):応募者 30 件

平成 30 年度 景観賞
【景観フォトコンテスト】

一般部門 (グランプリ)



一般部門 (優秀賞)



アンダー18 部門 (金賞)



第 24 回 宮崎市花のまちづくりコンクール(平成 30 年度)



個人部門・一般の部【最優秀賞】
(横山美春さんのお庭)



地域活動部門【最優秀賞】
(大塚町さくら会)

3. 1. 4 景観形成を担う人材の育成

個別施策	
○ 市民、事業者を対象に、各種講座や研修会・勉強会などを開催し、市民相互、事業者相互の連携を図る上で、先導的な役割を担う人材の育成を図る。【景観課】	
○ 行政職員に対して、研修会・勉強会などを開催し、資質の向上を図る。【景観課】	

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
出前講座の開催 【景観課】	・寄植や草花の管理方法などを紹介し、花のあふれる美しいまちづくりの推進を図る。	平成 30 年度 ・活き活きわくわく花講座 14 回
花のまちづくり推進員・花のまちづくり地区推進協議会 【景観課】	・花のまちづくり推進員の委嘱、花のまちづくり地区推進協議会の育成・支援。	・花のまちづくり推進員:96 名委嘱 ・花のまちづくり地区推進協議会:20 地区

3.1.5 市民が行う景観形成への積極的支援

個別施策		
○ 市民や団体が行う景観形成の取組に対する各種支援制度の充実を図る。 【景観課、都市計画課、農業振興課、森林水産課、農村整備課】 ○ 建築物や広告物を設置する際に、専門家からのアドバイスを気軽に受けられるような相談窓口を設置する。 【景観課】		
主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
緑の保全事業 【景観課】	・宮崎市緑のまちづくり条例に基づき「緑の保全地区」及び「郷土の名木」を指定し、保全及び活用を図る。 ・緑の保全地区内の助成:緑の保全地区内で保全協定を市と結んだ土地所有者に対し、管理に関する費用の一部を助成する。 ・郷土の名木の助成:郷土の名木の所有者に管理に要する費用の一部を助成する。	・「緑の審議会」の開催(2回) ・郷土の名木 3本指定 ・緑の保全協定協力金助成:24地区 ・郷土の名木保存協力金助成:111件 ・緑の保全地区、郷土の名木 (H31.3.31現在):25地区、154本
花と緑のまちづくり推進事業 【景観課】	・花のまちづくりの推進を図るため、植栽活動や管理活動に用いる花苗や球根、種子を市民へ提供する。	・花いっぱい推進事業 提供先 506団体 提供数:花苗 270,378本) 種子(20kg)
民間緑化支援事業 【景観課】	・各種の緑化補助金を有効、適切に運用し、民間施設の緑化推進を図る。 ・緑化空間創出事業補助:生垣の新設、既存ブロック塀の生垣化における費用の一部を補助する。 ・民間施設緑化の助成:緑化計画書を提出し、基準に適合した土地所有者などに対し、緑化工事に要する費用の一部を助成する。	・緑化空間創出事業補助:3件 ・民間施設緑化の助成:0件
景観整備機構支援補助金 【景観課】	・景観整備機構が市民への景観啓発・景観形成活動として行う有識者の派遣、情報の提供等について、市が支援を行う。	景観整備機構:(一社)宮崎県建築士会 ・みやざき景観シンポジウム ～城ヶ崎旧商屋郡の記憶をたどる～ 平成28年1月30日実施
景観アドバイザー制度の創設 【景観課】	・周辺景観に影響を与える大規模な建築物や公共施設の計画、地域のまちづくり方針等の策定において実務経験や専門的知識を有するアドバイザーが助言(アドバイス)することにより美しく魅力ある景観づくりを行う。	平成25年度 2件 平成26～29年度 実績なし 平成30年度 2件



郷土の名木(佐賀利地区のクスノキ)

3.2 景観形成の総合的な推進体制を構築する

方針	推進の方向性
景観形成の総合的な推進体制 を構築する	1. 市民活動組織の設立、連携の推進
	2. 行政の連携体制の構築
	3. 公正で専門性を持つ機関の設置
	4. 相互に連携する推進体制の構築

3.2.1 市民活動組織の設立、連携の推進

個別施策
○ 景観に関する市民活動組織の立ち上げに対して支援するとともに、専門家やコーディネーターの派遣などを行い、市民活動の活性化と相互の連携を推進する。 【景観課、公園緑地課、土木課、観光戦略課、青島地域センター、道路維持課、企画政策課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
“みやざき”をつなぐ 「バス停」を創る会 【企画政策課】	・宮崎交通株式会社、(一社)宮崎県建築士会、宮崎市の三者がコラボし、みやざきの「人」や「地域」をつなぐバス停を通して、「おもてなし」の心溢れる優しいまちづくりの一助となるため、バス利用者や地域住民の声を活かした利用しやすく“みやざき”らしい「バス停」の創造を目指す会。	・平成 26 年 10 月 シンポジウム「“みやざき”らしい『バス停』をめざして」開催 ・平成 27 年 2 月 「こんなバス停あるといいな～」コンテスト開催 ・県産材を活用したバス停を設置 平成 27～29 年度実績 12 箇所

NPO法人 オープンガーデン サン・フラワー宮崎 【景観課】	・平成 13 年に宮崎市内の花と緑の愛好家によって設立。公共空間での花植栽ボランティアやフローランテ宮崎でハンキングバスケット、花の寄せ植え講座等を行うほか、平成 17 年度から平成 29 年度は本市委託事業「オープンガーデン市民見学会」を実施。平成 30 年度はインキュベート事業を活用し主体となって実施。	・オープンガーデン市民見学会(春) 平成 29 年 4 月 28 日 ・オープンガーデン市民見学会(秋) 平成 29 年 11 月 1 日 ・オープンガーデン市民見学会(秋) 平成 30 年 11 月 19 日
景観整備機構の 指定 【景観課】	・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行う法人等を「景観整備機構」として指定する。	・一般社団法人宮崎県建築士会 平成 20 年 12 月 26 日指定
日南海岸シーニック バイウェイ 【景観課、観光戦略 課、青島地域セン ター、道路維持課】	・国や県、民間団体、大学とともに日南海岸きらめきライン・シーニックバイウェイとして、植栽活動などの取組を実施。	・日南海岸地域シーニックバイウェイ 推進協議会全体会 平成 30 年 6 月 23 日
公園愛護会促進 事業 【公園緑地課】	・公園周辺の地域住民で組織される公園愛護会による公園の維持管理を推進する。	・204 団体 ・285 公園を管理(平成 30 年度末現在)
河川愛護会 【土木課】	・河川周辺の地域住民で組織される河川愛護会により、草刈りなど、河川の維持管理を推進する。	・16 団体 ・跡江川、井上川、岩下川、島田川 前田排水路、前溝川、狩野排水路 飛江田川、八重川左岸排水路、石崎 川、産母川、矢越川 (平成 29 年度末現在)



橘通 3 丁目バス停リニューアル
“みやざき”をつなぐ「バス停」を創る会



オープンガーデン
サン・フラワー宮崎

3.2.2 行政の連携体制の構築

個別施策
○ 庁内の横断的な連携の組織を設置するとともに、国や県などとの連携体制を整え、景観形成の取組を総合的に推進する。 【国土交通省宮崎河川国道事務所、宮崎県、宮崎市】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
日南海岸シーニック バイウェイ行政連絡 会議 【宮崎河川国道事務 所、宮崎県、宮崎市】	・国や県、民間団体、大学とともに日南海岸 きらめきライン・シーニックバイウェイとして、 植栽活動などの取組を実施。	・日南海岸地域シーニックバイウェイ 推進協議会全体会 平成 30 年 6 月 23 日
景観形成庁内連絡 会議 【景観課】	・市役所庁内の公共工事担当部署等に景 観法や施策について理解を深めるための 会議を実施。	・平成 28 年 5 月 18 日実施

3.2.3 公正で専門性を持つ機関の設置

個別施策
○ 景観審議会の充実を図るとともに、市民や専門家など幅広い人材を募り、専門性や客観性を持った審査機関などの設置を図る。【景観課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
宮崎市景観審議会 【景観課】	・景観の形成に関する事項や屋外広告物に 関する事項を調査審議する。 ・景観条例に基づく届出行為に対し、専門的 かつ客観的な意見が特に必要と認められる場 合に意見を聴く場として、審議会内に部会を 設置。	○景観審議会 ・第 1 回 平成 28 年 11 月 1 日開催 「景観形成に係る太陽光発電設備 等における景観条例等の改正及び 景観計画の改訂について」 「野立集合広告の基準の検討に ついて」 ・第 2 回 平成 29 年 3 月 27 日開催 「景観形成に係る太陽光発電設備 等における景観条例等の改正及び 景観計画の改訂について(継続審 議)」
宮崎市バス広告デ ザイン検討委員会 【景観課】	・バス広告の届出に関し、周辺景観との調和 を図るため、広告デザイン等に係る助言・指 導を行う。	・平成 20 年 2 月発足 平成 30 年度検討件数:19 件

宮崎市緑の審議会 【景観課】	・緑地の保全や緑化の推進等に関する事項の調査審議をする組織。	・平成 30 年度実績:2 回 ・郷土の名木の指定:0 件 ※緑の基本計画改訂の諮問を行った。 ※郷土の名木現況調査を実施した為、結果報告を行った。
-------------------	--------------------------------	---

3.2.4 相互に連携する推進体制の構築

個別施策
○ 市民活動組織や事業者の団体、国や県、専門家などによる相互の連携のしくみを整え、景観形成を総合的に推進する。【景観課、観光戦略課、青島地域センター、道路維持課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
日南海岸シーニック バイウエイ宮崎 エリア推進会議 【宮崎河川国道事務 所、宮崎県、宮崎市】	・国や県、民間団体、大学とともに日南海岸 きらめきライン・シーニックバイウエイとして 植栽活動などの取組を実施。	・日南海岸地域シーニックバイウエイ 推進協議会全体会 平成 30 年 6 月 23 日

3.3 規制・誘導を含めた効果的な展開を図る

方針	推進の方向性
規制・誘導を含めた効果的な 展開を図る	1. 市全域におけるルール of 充実
	2. 地区ごとの個別ルール of 設定
	3. 景観資源の保全・活用
	4. 公共事業等における景観形成の推進
	5. 関連行政計画との連携による景観形成の推進

3.3.1 市全域におけるルールの充実

個別施策
○ 景観形成の目標や方針を踏まえ、市民や事業者の理解を得ながら、景観形成のための建築物、工作物、屋外広告物などのルールの徹底、規制誘導の強化を図る。 【景観課、用地管理課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
景観法及び景観 条例改正に基づく 届出・通知 【景観課】	・景観法及び宮崎市景観条例に基づき、重点景観形成地区における建築行為等や、一定規模以上の建築物や工作物の新築等、屋外広告物の新設等やバス広告に関し届出等を行っていただき、助言・指導等を行う。	・平成 30 年度届出・通知総件数:356 件 建築物等届出・通知 :252 件 屋外広告物届出・通知 : 85 件 バス広告届出 :19 件 その他協議等 : 0 件
景観条例の改正及 び景観計画の変更 【景観課】	・景観条例を改正し、景観形成推進地区制度及び景観まちづくり協定制度を制定した。 ・景観計画を変更し、景観まちづくり協定が締結、認定されている四季通り地区を景観形成推進地区に指定した。	・条例改正 平成 23 年 3 月 31 日 ・計画変更日 平成 25 年 10 月 2 日
移動通信用鉄塔 景観ガイドラインの 策定 【景観課】	・携帯電話や無線通信用の鉄塔等の設置に関し、事業者が留意すべき事項についてガイドラインを定めた。	・策定 平成 23 年 4 月 1 日 ・施行 平成 23 年 6 月 1 日
緑のまちづくり条例 に基づく緑化計画 書の届出 【景観課】	・宮崎市緑のまちづくり条例に基づき、一定規模以上の敷地面積における建築や開発等を行う際に、緑化計画書の届出を行っていただく。	・平成 30 年度の届出件数 130 件
屋外広告物適正化 推進計画 【景観課】	・平成 20 年度に実施した屋外広告物実態調査の結果、ルールを外れて掲出されている物件が多数存在することが判明したことから、このような状況に適切に対処し、宮崎の美しい景観づくりに資するため、屋外広告物のあり方を明示するとともに、その適正化に向けた実効性のある計画として定めるもの。 ・宮崎市全域を対象行為とし、平成 30 年度までに調査時 38.5%の申請率を 76.5%まで高めることを目標とする。	・平成 20 年 屋外広告物実態調査実施 ・平成 22 年 6 月 策定 （平成 26 年 4 月 改訂） ・計画期間：平成 26 年～30 年度
屋外広告物許可事 務 【景観課】	・宮崎市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の許可申請の事務を行う。	・平成 30 年度申請件数:1,803 件 ・平成 30 年度申請手数料:27,029 千円
違反広告物の是正 及び除却 【景観課】	・宮崎市屋外広告物条例に違反する屋外広告物に対する指導、路上等に無断で設置される違反広告物の是正及び除却。	・平成 30 年度簡易除却件数:166 件 （内訳） はり紙: 27 件 はり札: 138 件 のぼり旗: 0 件 立て看板: 1 件

道路占用適正化 推進事業 【用地管理課】	・道路占用許可基準を満たしている道路占用物件については道路占用許可申請の指導を行い、同基準を満たしていない道路占用物件については改善や撤去の指導を行う。	・平成 30 年度是正件数 ○基準を満たしている物件(27 件) 申請件数: 13 件 撤去件数: 14 件 ×基準を満たしていない物件(221 件) 改善件数:78 件 撤去件数:143 件
美しいみやざき景観 づくり事業 【用地管理課】	・道路占用パンフレットを配付し、道路占用制度の啓発を行う。	・店舗等の管理会社、店舗の改修工事を行う建築業者や各店舗に看板等を提供する企業等に対して、パンフレットを配付し、道路占用の適正化への協力依頼を行った。



景観条例に基づく助言・指導により、自然景観に配慮された色彩が施された鉄塔



緑のまちづくり条例パンフレット



是正指導により道路占用許可基準を満たしていない物件の改善が図られた事例（固定式日よけの撤去）

3.3.2 地区ごとの個別ルールの設定

個別施策
○ 地域住民との十分な協議を行いながら、個別の地区ごとの目標や方針を定め、各種法制度（建築協定や景観協定、重点景観形成地区、景観形成推進地区、都市計画制度等）を活用して、景観形成のきめ細かなルールづくりを推進する。 特に、「軸的景観」や「拠点景観」に該当する地区（橘通り周辺・大淀川周辺・平和台周辺・宮崎神宮周辺など）については、重点的にルールづくりを推進する。 【景観課、都市計画課、建築指導課、開発指導課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
重点景観形成地区等の指定 【景観課】	・景観条例に基づき、景観形成を進める上で重要な場所を「重点景観形成地区」に指定し、その地区の特性を活かした良好な景観づくりを進める。 ・地域住民や事業者などが、自ら積極的に景観形成のルールを策定した地域については、「景観形成推進地区」と定め、地元と連携しながら景観形成を進める。 ・景観づくりの方針とその基準を設定し、具体的な景観づくりに取り組む。 ・地区内での建築物等の新築等を行う場合は、届出を行っていただき、助言・指導を行うことで、個性的な景観づくりを行う。	【重点景観形成地区】 ・橘公園通り地区（平成4年7月指定） ・高千穂通地区（平成7年4月指定） ・一ツ葉リゾート地区（平成8年4月指定） ・日南海岸地区（平成8年4月指定） ・橘公園通り地区を大淀川地区に拡大（平成21年4月1日指定） ・宮崎駅東通り地区（平成24年3月2日指定） 【景観形成推進地区】 ・四季通り地区（平成23年4月1日指定）
景観まちづくり協定制度によるまちづくり 【景観課】	・地域住民が自主的に策定した景観まちづくりに関するルールを、市が認定する制度	・平成23年3月31日 第1号「四季通りまちづくり協定」を認定 ・平成23年9月30日 第2号「高岡天ヶ城麓地区まちづくりガイドライン」を認定
風致条例に基づく建築等の許可事務 【景観課】	・風致条例に基づく各種行為に対する許可基準の適切な運用（相談、指導、許可）を行う。	・風致地区:6地区 ・平成30年度行為許可件数:33件
地区計画制度によるまちづくり 【都市計画課】	・地区の特性に応じたきめ細やかなまちのルールを都市計画に位置づけ、よりよい環境や景観づくりなどを誘導・維持する。 ・地区計画区域内の行為に関し、届出等を行っていただく。	・地区計画導入地区:20地区(123.5ha) ・平成30年度届出・通知件数:14件 ・平成30年度適合通知書 発行件数:14件
建築協定制度によるまちづくり 【建築指導課】	・地区の特性に応じたきめ細やかなまちのルールを定め、合意者間で協定を結び、そのルールを自分たちで守っていく制度。	・建築協定導入地区:9地区
都市計画法に基づく開発許可事務 【開発指導課】	・開発許可や建築許可について、宮崎市開発指導要綱や審査基準などに基づき、自然環境の保全や周辺環境との調和など景観上の配慮について適切な指導・助言を行う。	・平成30年度の開発許可件数:7件 ・平成30年度の建築許可件数:288件

佐土原城跡 保存整備事業 【文化財課】	・保存整備基本計画及び立木管理計画に基づき、適切な保存管理を図る。 ・市民学習や憩いの場として整備活用する。	・災害復旧(倒木等処分) ・立木管理工事 ・宮崎市城跡保存整備専門委員会開催
穆佐城跡 保存整備事業 【文化財課】	・立木管理計画に基づき、防災対策を兼ねた保存工事を行い、史跡内外からの景観を確保する。 ・遺構の実態を解明するための発掘調査を行いながら、史跡の保存整備と管理活用を図る。	・災害復旧(倒木等処分) ・立木管理工事 ・宮崎市城跡保存整備専門委員会開催



河上家武家門(景観重要建造物)



安藤家武家門(景観重要建造物)



県庁本館(景観重要建造物)

フェニックス(景観重要樹木)

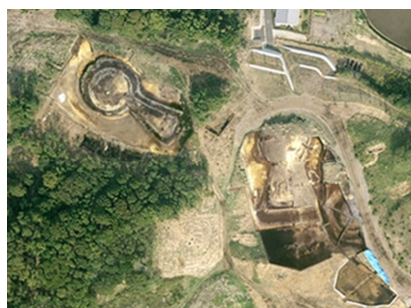


佐土原城跡

(国指定史跡)



去川のイチョウ(国天然記念物)



生目古墳群(国指定史跡)

3.3.4 公共事業等における景観形成の推進

個別施策
○ 各種公共事業においては景観形成の先導的役割を果たすように努める。 【景観課、都市計画課、公園緑地課、市街地整備課、建築住宅課、道路維持課、庁舎管理課、農政企画課、森林水産課、農村整備課、廃棄物対策課、区画整理課】 ○ 国・県などが行う公共事業について、景観行政団体である市が把握し、景観形成の面から協議できるシステムの構築を図る。【景観課】

主な取組		
事業名等 【担当課】	事業内容	事業実績・関連データ等
宮崎駅東通線景観形成事業 【景観課】	・宮崎駅東通線は、「道路景観軸」として道路と沿道が一体となった良好な景観形成を図ることが求められることから、地域住民への説明会、宮崎市景観審議会、パブリックコメントを実施し、ガイドラインを策定、重点景観形成地区に指定した。	・ガイドライン市民説明会 計4回実施 H23.8.26:北中公民館 (26名) H23.8.27:今村公民館 (6名) H23.8.29:大町公民館 (19名) H23.8.30:憶児童センター (18名) ・宮崎市景観審議会 平成23年9月30日実施 ・パブリックコメント 平成23年10月7日～11月7日実施
景観に関するワークショップへの参加 【景観課】	・市街地整備課が主催した昭和通線(小戸之橋)市民ワークショップにオブザーバーとして参加。	・ワークショップ 第1回 平成21年6月22日 第2回 平成21年8月7日 第3回 平成21年10月8日
花と緑の景観拠点づくり事業 【景観課】	・市が管理する公園や街路において、草花の植栽を行う。	・草花の植栽 橘公園や主要街路等19箇所
街路樹造園管理・草花管理事業 【道路維持課・景観課】	・美しい宮崎の道路を形成するため、街路樹の適正な管理、及び緑地帯における草花の植栽管理を実施する。	・年間を通じて灌水、除草、剪定、薬剤散布の実施。また、一年草、宿根草の植付け、及び管理を実施する。
市庁舎及び周辺の緑化 【庁舎管理課】	・庁舎及びその周辺に緑豊かな潤いのある空間を創出する。	・庁舎及びその周辺の樹木やアイビーなどの適正管理(灌水・剪定・施肥・薬剤散布等)による景観の保全

歴史的まちなみ整備事業 【都市計画課・景観課】	・「高岡天ヶ城麓地区」は武家門や石垣など歴史的建造物が点在しており、都市計画マスタープランにおいて歴史的まちなみを活かした拠点整備を図ることとしている。 ・地元協議会活動への支援を行い、地元のまちづくりへの意識の向上を図りながら、道路の美装化や街灯の整備などを行う。 - また、個人保有の武家門や石垣等の修景整備に対する助成を行う。	平成 22 年度 ・「街なみ環境整備方針」策定 平成 23 年度 ・「まちづくりガイドライン」施行 ・景観まちづくり協定に認定 平成 24 年度 ・中村西線外 1 線の整備 ・修景整備助成 3 件 平成 25 年度 ・中村大手迫八号線外 2 号線の整備 ・修景整備助成 2 件 平成 26 年度 ・中村学校通線外 1 線の整備 ・修景整備助成 1 件 平成 27 年度 ・修景整備助成 2 件 平成 28 年度 ・修景整備助成 2 件 平成 29 年度 ・修景整備助成 3 件 平成 30 年度 ・修景整備助成 2 件
加納公園整備事業 【公園緑地課】	・開発等により、増加した住民のニーズに対応すべく、拡大した区域に多目的広場やジョギング園路等の整備を行う。	平成 22 年度～30 年度 ・造成工事 ・多目的広場、ジョギング園路等の整備
街区公園整備事業 【公園緑地課】	・公園周辺住民を対象にワークショップやアンケートを実施し、公園の整備方針や内容を選定し、実施設計、公園整備を行う。	○東部 5 号街区公園 ・平成 31 年 実施設計 ○飯田 5 号街区公園 ・平成 29 年 実施設計 ・平成 30 年 公園整備工事 ○松小路 1 号街区公園 ・平成 29 年 実施設計 ・平成 31 年 公園整備工事
都市計画道路整備事業(街路事業) 【市街地整備課】	・昭和通線、宮崎駅東通線の整備に際し、景観に配慮する。 ・宮崎駅東通線については、電線類地中化整備を行う。また、良好な道路景観(緑化、照明、歩道舗装)整備を行う。 ・既完了事業として、川原通線の電線類地中化整備等を実施した。	○昭和通線 ・平成 22 年 ワークショップ形式により市民の意見を取り入れ、景観に配慮した設計を実施 ・平成 25 年 小戸之橋の架替え案内板設置について景観重要公共施設の整備に関する協議の手引きに基づき作成 ○宮崎駅東通線 ・平成 26 年 景観形成ガイドラインに基づいた街路の整備を一部実施 ・平成 27 年 電線類地中化着手 ・平成 31 年 樹種及び歩道の検討を実施

「宮崎市景観計画」に基づく景観に配慮した市有建築物の建築 【建築住宅課】	・市有建築物の基本設計・実施設計・施工は、「宮崎市景観計画」に基づいて、景観に配慮したものとする。	(設計) ・生目地域複合型施設整備事業 ・小戸保育所整備事業
美しい農村景観支援事業 【農政企画課】	・農村景観の保全に取り組む2地区(一里山、和石)に対し、景観の維持・管理及び関連する研修会等に要する経費の一部を助成する。	・シバザクラ祭りを開催(一里山) 平成30年4月 ・おねっこまつりを開催(和石) 平成30年4月、平成31年3月
「緑の募金」事業 【森林水産課】	・緑の募金を活用した公共施設等の緑化事業に対する助成及び緑の募金森づくり祭の実施。	・シンボルツリー植栽事業: 生目台地域まちづくり推進委員会へ助成 ・緑化事業助成金交付:垂水公園振興会へ助成 ・緑化木配布事業: 赤江東地区生涯学習推進協議会 他13団体へ配布 ・緑の募金森づくり祭 (森林管理署と共同で開催) 場所:広瀬川国有林 開催日:平成30年3月3日(日) 参加者:107名
海岸松林保全地域活動支援事業 【森林水産課】	・自主管理グループ等が行う海岸松林の保全・育成活動に対し費用を助成する。	・自主管理グループ(住吉海岸の松林を守る会)による松林内の下草刈り、植林作業の実施
多面的機能支払交付金事業 【農村整備課】	・土地改良施設の適切な保全管理や、美しい農村景観の形成のため、地域住民により集落内の生活環境改善や草花植栽等を行う組織に対して国・県・市が助成する。	・活動組織:95団体(平成30年度)
ごみのばい捨て・路上喫煙対策事業 【廃棄物対策課】	・「宮崎市ごみのばい捨ての防止及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例」に基づき指定された「美化推進区域」、「路上喫煙制限区域」において、ごみのばい捨て、路上喫煙の監視指導を行うほか、散乱ごみの回収や啓発活動を実施し、清潔で美しいまちづくりを推進するとともに、市民の快適で安全な生活環境を確保する。	・監視員による指定区域内の巡回監視、指導(通年) 平成30年度の指導件数 路上喫煙 357件 ばい捨て 10件 ・指定区域内の散乱ごみの回収(通年)
不法投棄防止事業 【廃棄物対策課】	・家庭ごみ有料化に伴い、不法投棄パトロールを実施。委託業者に対して以下の業務を委託している。 ①不法投棄情報による投棄者の調査 ②常習地区に対する定期的なパトロールの実施 ③投棄者に対する原状回復の指導。	市内57ルートのパトロールを実施。 (午前8時30分～午後5時15分まで) ・平成30年度調査件数 354件 (平成30年4月～平成31年3月) ・平成30年度定期パトロール件数 1,398件 (平成30年4月～平成31年3月)

景観重要公共施設の事前協議 【景観課】	・公共施設の良好な景観形成を目的として、市内に指定された幹線道路や河川等で一定規模以上(重点区間については全て)の公共工事を行う場合は、道路及び河川管理者等と事前協議を実施している。	・指定日:平成 21 年 4 月 1 日 ・平成 30 年度協議件数:0 件
東部第二 土地区画整理事業 (ワークショップ) 【区画整理課】	・地区内のシンボルロード(宮崎駅東通線、稗原通線)の景観・整備内容・活動等について、地域住民とワークショップを実施。	平成 25 年度 ※3 回実施 (景観ワークショップ) 第 1 回 平成 25 年 11 月 10 日 第 2 回 平成 26 年 2 月 1 日 第 3 回 平成 26 年 3 月 23 日
松小路 土地区画整理事業 (まちづくり講習会) 【区画整理課】	・佐土原駅周辺地区住民を対象に、講座や花の寄せ植え体験を通し、景観・緑化に対する理解を深めることのできる内容の講習会を実施。	平成 29 年度 ※2 回実施 第 1 回 平成 29 年 11 月 24 日 場所:佐土原総合支所 研修室 第 2 回 平成 30 年 2 月 17 日 場所:フローランテ宮崎



花と緑の景観拠点づくり事業



宝塔山公園の整備



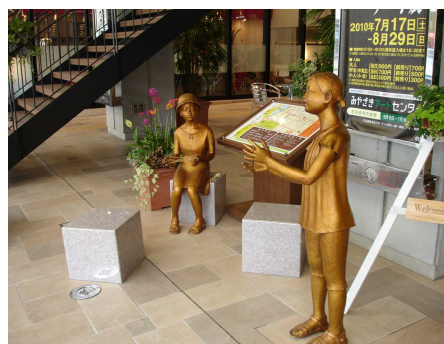
橋通老松 1 号線(あみーろど)の整備



多面的機能支払交付金
(上村地区・上村みどり会植栽活動)



緑の募金植樹祭



アートセンター 太陽の広場のパブリックアート」設置

5. 関連行政計画との連携による景観形成の推進

個別施策
○ 景観形成は、緑や環境、観光や農業振興などの様々な分野にまたがる取組であることから、関連する計画と連携しながら総合的な景観形成の推進を図る。 【景観課、都市計画課、商業労政課まちなか活性化室、環境保全課、観光戦略課、農政企画課】

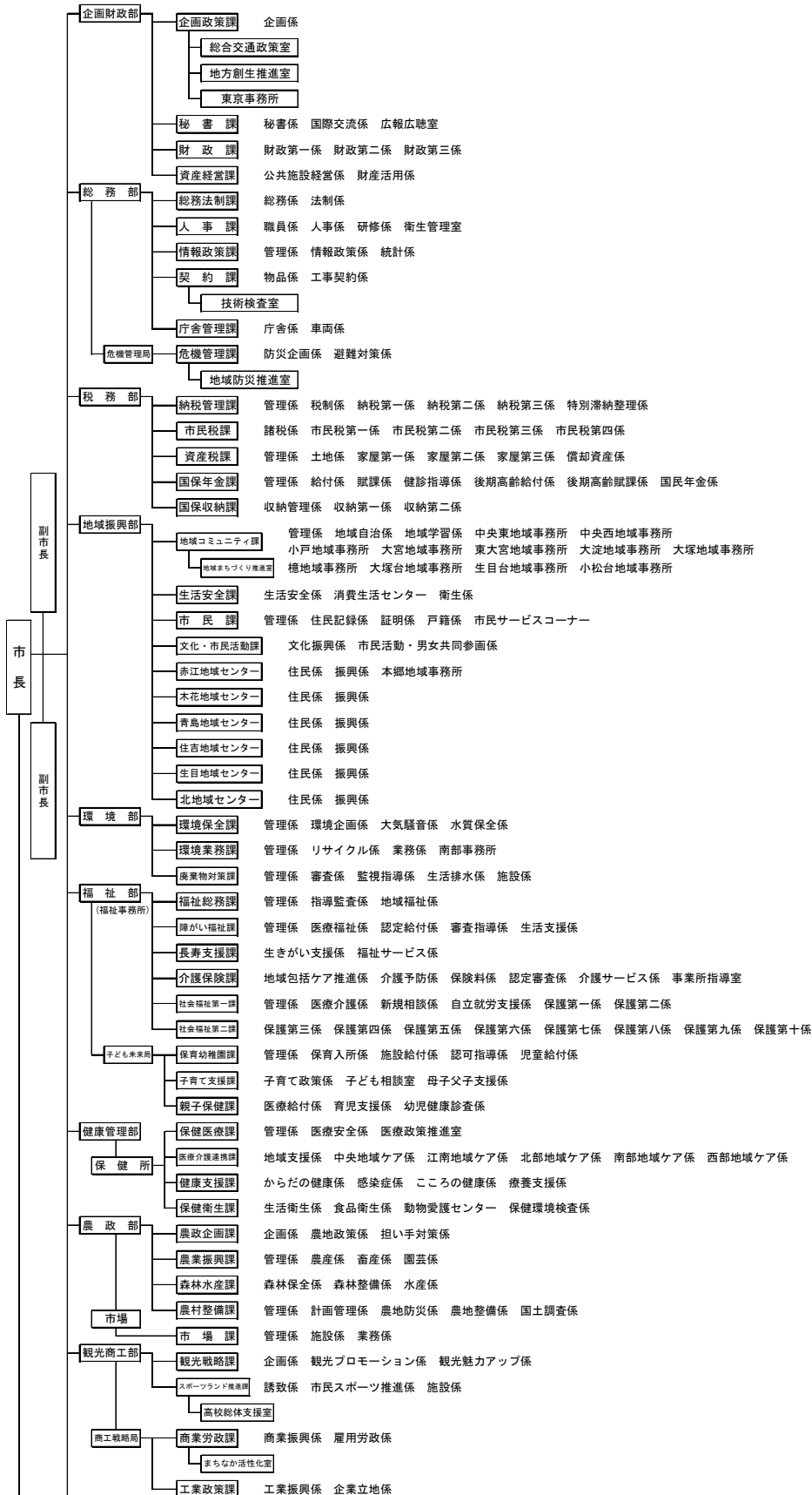
主な取組		
計画名等 【担当課】	計画内容	関連データ等
緑の基本計画 【景観課】	・長期的な視点に立った緑のまちづくりに関するガイドプランであり、公園の整備や緑地の保全、公共施設や民有地の緑化の方針などを定めている。	・平成13年9月 策定 ・平成20年3月 改訂 ・平成26年3月 策定 ・平成31年3月 改訂
都市計画マスタープラン 【都市計画課】	・本市のまちづくり(都市計画)の基本方針となるもので、都市の将来像や土地利用の方針等を取りまとめたもの。	・平成10年8月 策定 ・平成15年4月 第1回改訂 ・平成19年12月 第2回改訂 ・平成25年3月 第3回改訂 ・平成30年3月 第4回改訂
まちなか活性化推進計画 【商業労政課まちなか活性化室】	・『「働く」「住む」「訪れる」魅力をみんなで育むまちづくり』を基本理念として、緑の回廊を中心に、花や緑でつながる環境を市民協働で「育み」、回遊性の向上と宮崎らしい景観づくりを進める。	・計画年度：2018(平成30)年度～2022年度
第三次宮崎市商業振興計画 【商業労政課】	・人口減少などの課題に対処し、本市商業の振興を推進していくことを目的として策定したもの。 ・商店街等の景観の統一感を図るほか、花と緑など魅力的な商業空間づくりを推進する。	・計画年度：2018年(平成30年)～2022年度
環境基本計画 【環境保全課】	・本市の環境の保全に関する基本的な計画であり、市民・事業者・行政の各主体が連携して取り組む目標や方向性を定めたもの。 ・取組の方向性の一つに「花と緑が豊かな、快適に生活できるまち」を掲げ、魅力ある景観形成の取組を推進する。	・計画年度：平成30年度～34年度
観光振興計画 【観光戦略課】	・新たな観光施策を立案し、計画的かつ効果的に展開するために策定したもの。 ・街並みや看板等を自然と景観との調和に配慮した統一感のあるものを目指す。	・計画年度：平成27年度～31年度
農林水産業振興基本計画 【農政企画課】	・本市の農林水産業振興の指針となる計画。 ・農業・農村の過疎化、高齢化、混住化に伴い、次第に困難となってきた共同活動を支援し、豊かな農村環境づくりを推進する。 ・これまで保全されてきた良好な農村景観をあらためて見直すとともに、その環境や景観の維持管理に努める。	・計画年度：平成29年度～33年度

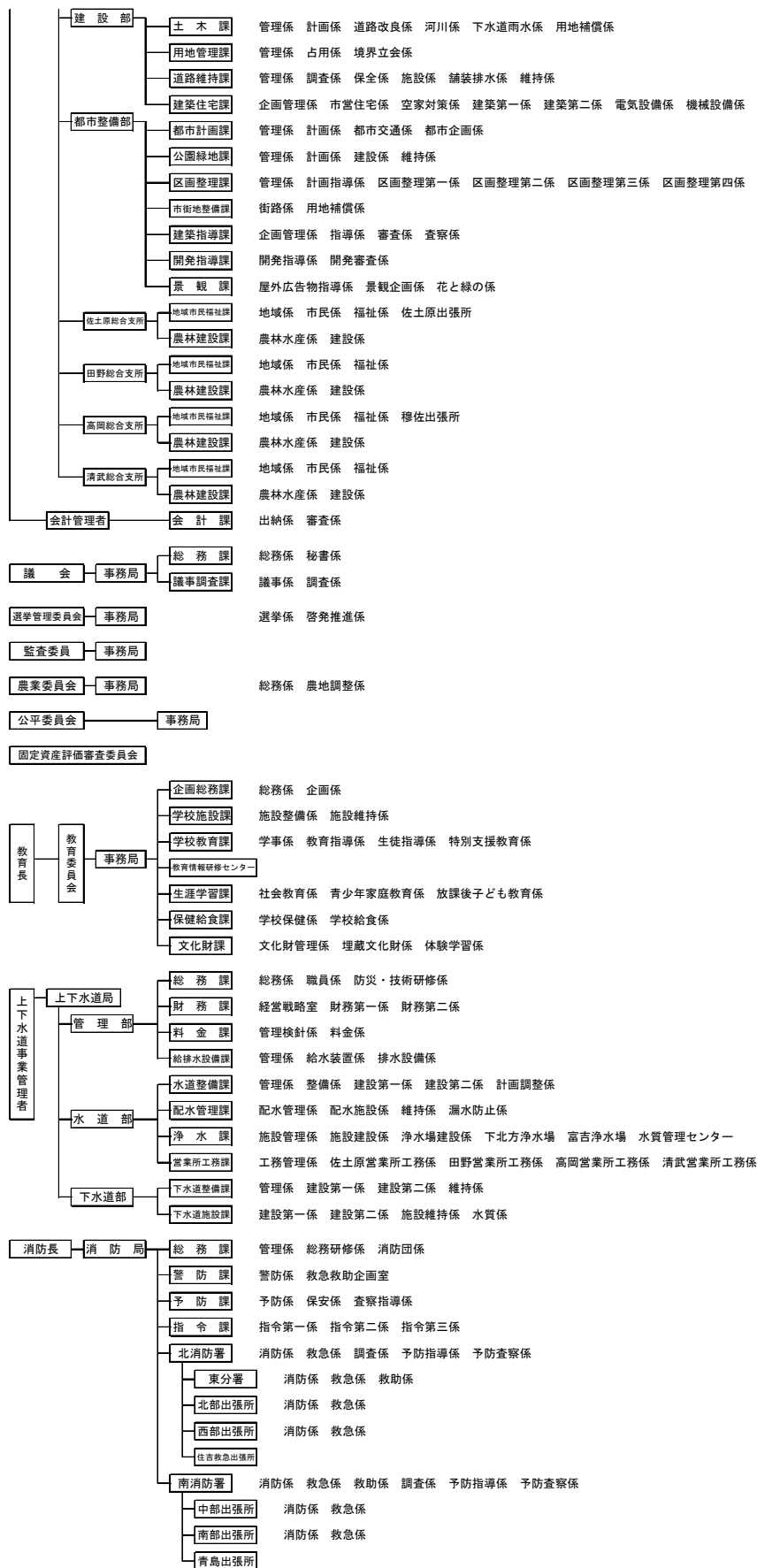
資料編

1. 宮崎市の行政組織 (平成30年4月1日現在)

宮 崎 市 行 政 組 織 図

平成30年4月1日





2. 宮崎市の景観行政の歩み

昭和44年9月29日	宮崎県沿道修景美化条例施行
平成2年4月1日	宮崎市都市景観条例施行
平成3年3月	宮崎市都市景観基本計画及び大規模建築物等景観形成指針策定
平成3年8月19日	「女性の目から見たまちづくり懇話会」設置 (平成4年3月までに5回開催)
平成4年7月1日	「橘公園通り地区」都市景観形成地区(区域指定)
平成4年9月1日	平成4年度宮崎市都市景観賞決定(3件) ・宮崎空港ターミナル ・県立宮崎病院 ・県庁前楠並木通り
平成4年10月1日	「橘公園通り地区」都市景観形成地区 (都市景観形成計画及び都市景観形成地区基準策定)
平成4年11月7日	「'92都市景観のつどい」開催(宮崎県と共催) 第1部 平成4年度宮崎市都市景観賞授賞式 第2部 都市景観講習会 講師 東京大学工学部教授 篠原修氏 演題 「まちづくりとシビックデザインについて」
平成5年3月	「宮崎市花のまちづくり基本計画」策定
平成5年度～	「宮崎市花のまちづくり地区推進協議会」の設立 ※市内の15地区自治会連合会単位に協議会を設置していただき、地域ごとの特色のある花のまちづくりの推進を行っている。 「宮崎市花のまちづくり推進員」の委嘱 ※現在、各地域で通りを花で飾っている家庭や事業所を推進委員に委嘱し、地域に花や緑を普及、啓発していただく。(任期3年) 「花いっぱい推進事業」の開始 ※市民団体やグループが、地域の道路沿いや空き地、農地などに花壇や花園をつくる場合、(財)宮崎市花のまちづくり公社から花の種子、球根、苗を供給して、事業の推進拡大を図っている。
平成5年4月1日	企画課内に「花のまちづくり係」を新設
平成5年4月1日	「(財)宮崎市花のまちづくり公社」を新設
平成5年4月1日	「宮崎市花のまちづくり推進会議」の設置(～平成14年3月31日)
平成5年9月7日	平成5年度宮崎市都市景観賞決定(3件) ・九州電力宮崎支店 ・ニュータウン神宮苑 ・県営学園木花台団地
平成5年9月29日	改正宮崎県屋外広告物条例施行
平成5年10月	「後田川緑道」が平成5年度都市景観大賞 (景観形成事例部門小空間レベル)

平成 5 年 10 月 4 日

平成 5 年度宮崎市都市景観賞表彰式

記念講演 講師 (株)アプル総合計画事務所 中野恒明氏

演題 「魅力あるまちづくりへ ～都市の景観を語る～」

平成 6 年 3 月

宮崎市都市景観照明基本計画策定

平成 6 年 9 月 30 日

ビジュアルシンポジウム‘94宮崎 開催

テーマ 「太陽からの贈り物 ～自然エネルギーと街と明かり～」

コーディネーター 小出五郎氏(NHK解説主幹)

パネリスト 茅 陽一氏(東京大学工学部教授)

グレゴリー・クラーク氏(上智大学比較文化学部教授)

石井幹子氏(照明デザイナー)

津村重光 (宮崎市長)

平成 6 年 10 月 18 日

平成 6 年度宮崎市都市景観賞決定(3 件)

・宮崎観光ホテル

・阿波岐原森林公園園路

・宮崎公立大学

平成 6 年 12 月 1 日

平成 6 年度宮崎市都市景観賞表彰式

平成 7 年 3 月

「ライトアップ宮崎創出事業」工事完了 ・橘公園(市役所前周辺)

平成 7 年度～

「宮崎市花のまちづくりコンクール」の実施

※花のまちづくりに関する総合的なコンクールを実施して、市民の意識向上を図る。コンクール入賞者は県レベルで開催される「花と緑のみやざきづくりコンクール」に推薦し、さらにその入賞者は「全国花のまちづくりコンクール」に推薦している。

※花のまちづくりコンクールの表彰式として「宮崎市花のまちづくり推進大会」を実施し、併せて記念講演会を行っている。

「オープンガーデン市民見学会」の実施

※花を美しく飾っている家庭、事業所、公園、花の名所等の現地を見学して、花の種類、管理手法、植栽デザインなどの花づくり、花飾り技術の向上と関心を高め、市民の自主的な花のまちづくり意識の高揚を図ることを目的とする。

平成 7 年 4 月 1 日

都市計画公園課内に「花と緑の係」を新設

平成 7 年 4 月 10 日

「高千穂通地区」都市景観形成地区(区域指定)

平成 7 年 7 月 1 日

「高千穂通地区」都市景観形成地区

(都市景観形成計画及び都市景観形成地区基準策定)

平成 8 年 4 月 5 日

「一ツ葉リゾート地区」都市景観形成地区(区域指定)

「日南海岸地区」都市景観形成地区(区域指定)

平成 8 年 7 月 1 日

「一ツ葉リゾート地区」都市景観形成地区

「日南海岸地区」都市景観形成地区

(都市景観形成計画及び都市景観形成地区基準策定)

平成 8 年 11 月 6 日	平成 8 年度宮崎市都市景観賞決定(6 件) 〈建築賞〉 ・青島パームビーチホテル ・宮日会館 ・ニッセイ宮崎ビル ・JR宮崎駅 ・ギャゼットマーケットプレイス 〈街なみ賞〉 ・花山手 〈選考委員会推薦物件〉 ・宮崎県総合文化公園 ・生目台ウッドタウン地区 ・橘通商店街空店舗の壁面デザイン
平成 8 年 11 月 20 日	平成 8 年度宮崎市都市景観賞表彰式 記念講演 講師 埼玉大学工学部教授 窪田陽一氏 演題 「蓄積する景観～歴史と風土を活かすまちづくり～」
平成 9 年 4 月 1 日	市の機構改革により「街路公園課」が新設され、「花と緑の係」を編入
平成 9 年 10 月	「高千穂通地区」が平成 9 年度都市景観大賞受賞 (景観形成事例部門地区レベル:宮崎県)
平成 10 年 4 月 1 日	都市計画課に「都市景観係」を新設
平成 10 年 4 月 1 日	宮崎市屋外広告物条例施行 ※平成 10 年 4 月 1 日の中核市移行に伴い、 宮崎県から屋外広告物に関する事務が委譲され、県条例を基本とする宮崎 市屋外広告物条例を制定・施行することとなった。
平成 10 年 9 月 7 日	平成 10 年度第 1 回違反広告物一斉除却実施
平成 11 年 3 月 27 日	グリーン博みやざき99開催(～5 月 30 日)
平成 11 年 4 月 1 日	宮崎市路上違反広告物追放推進員制度創設 (市民ボランティアによる違反広告物監視除却促進)
平成 11 年 6 月 4 日	宮崎市路上違反広告物追放推進員委嘱式(133 名)
平成 11 年 10 月	「橘公園地区」が平成 11 年度都市景観大賞受賞 (景観形成事例部門地区レベル)
平成 12 年 1 月 11 日	宮崎市路上違反広告物対策協議会発足 構成団体・機関:国・県・市の道路管理者、電柱設置管理者、業界団体
平成 12 年 2 月 5 日	都市景観シンポジウム開催 基調講演 講師 田口敦子氏(多摩美術大学教授) 演題 「都市景観とサイン」 パネルディスカッション テーマ 「ふるさと宮崎の景観づくり」 コーディネーター 東治男氏(宮崎放送アナウンサー) パネリスト 玉木徹志氏(宮崎公立大学教授) 海老原邦子氏((社)宮崎県建築士会) 岩切達郎氏(宮崎市観光協会会長) 田代学氏(医師、郷土史家)
平成 12 年 3 月 17 日	平成 11 年度宮崎市屋外広告物講習会開催(宮崎県と持ち回りで隔年開催)
平成 12 年 4 月 29 日	「フローランテ宮崎」開園
平成 12 年 10 月	「一ツ葉リゾート地区」が平成 12 年度都市景観大賞受賞

平成 12 年 10 月 7 日	平成 12 年度まちなみ観察隊結成式(～11 月 23 日) (宮崎中学校・生目台中学校・青島中学校)
平成 12 年 11 月 9 日	平成 12 年度宮崎市都市景観賞決定(4 件) <建築賞> ・ホテルマリックスラグーン ・青島サンクマール <街なみ賞> ・ニュータウン飛鳥 ・四季通り <選考委員会推薦物件> ・宮崎県庁本館
平成 12 年 11 月 23 日	平成 12 年度宮崎市都市景観賞表彰式 記念講演 講師 北川義男氏(南九州大学園芸学部教授) 演題「緑の計画と宮崎の景観づくり」 パネルディスカッション コーディネーター 佐藤寿美氏(NHK宮崎放送局長) パネリスト 岩切達郎氏(宮崎市観光協会会長) 隈部智代氏(環境カウンセラー) 出口近士氏(宮崎大学工学部助教授) 原口榮森氏(宮崎県建築士会宮崎支部長) 津村重光 (宮崎市長)
	まちなみ観察隊活動報告 「あなたが見つけた宮崎らしい景観」応募写真展示
平成 13 年 7 月 27 日	平成 13 年度まちなみ観察隊(～11 月 23 日) (檉中学校、青島中学校、赤江中学校、大淀中学校、生目中学校、住吉中学校、 宮崎大学附属中学校)
平成 13 年 9 月 17 日	「宮崎市緑の基本計画」策定
平成 13 年 11 月 23 日	「2001宮崎市景観まちづくりのつどい」開催 記念講演 講師 鳴海邦碩氏(大阪大学大学院工学研究科教授) 演題「景観からのまちづくり」 まちなみ観察隊活動報告
平成 14 年 10 月	中学生のための景観教室実施(15 年 2 月までの約 20 時間) 実施校:木花中学校(生徒 13 名) ※平成 12・13 年度に実施した「まちなみ観察隊」の活動が、学校の授業とは 切り離し土曜・日曜又は夏休みの限られた日数で行われたのに対し、景観 教室は社会科の授業の中で、「景観」について考えてみようとするもの。
平成 15 年 4 月 1 日	「宮崎市緑のまちづくり条例」施行
平成 15 年 7 月	中学生のための景観教室実施(16 年 2 月までの約 20 時間) 実施校:宮崎東中学校(生徒 33 名)
平成 16 年 7 月	中学生のための景観教室実施(16 年 12 月までの約 15 時間) 実施校:生目台中学校(生徒 27 名) 中学生のための景観教室実施(16 年 10 月までの約 19 時間) 実施校:東大宮中学校(生徒 21 名)
平成 17 年 4 月	都市整備部に「都市景観課」を新設 景観企画係・屋外広告物指導係・花と緑の係

平成 17 年 6 月	中学生のための景観教室実施(18 年 2 月までの約 9 時間) 実施校:住吉中学校(生徒 34 名)
平成 17 年 10 月 22 日	シンガポール景観研修(10 月 25 日まで) ・市民(一般公募)20 名 ・緑のアドバイザー 1 名 ・市政記者 1 名 ・随行市職員 2 名 (合計) 24 名
平成 18 年 2 月 23 日	花と緑の景観まちづくりのつどい開催 第 11 回「宮崎市花のまちづくりコンクール表彰式」 記念講演 講師 伊藤滋氏(早稲田大学特命教授) 演題「景観をどう創るか、どう守るか」
平成 18 年 6 月	中学生のための景観教室実施(18 年 12 月までの約 9 時間) 実施校:青島中学校(生徒 13 名)
平成 18 年 10 月 1 日	宮崎市都市景観条例の一部改正 ①建築物の色彩基準を導入 ②適合しない場合の勧告や変更命令等を規定 ③罰則の新設 ④建築完了時の届出の義務化
平成 18 年 10 月 19 日	シンガポール景観研修(10 月 22 日まで) ・市民(一般公募)19 名 ・随行市職員 2 名 (合計) 21 名
平成 19 年 2 月 20 日	景観まちづくりのつどい開催 基調講演 講師 武山良三氏(富山大学芸術文化学部教授) 演題「住みたい、行きたい宮崎市のつくり方 ～屋外広告物を活用したまちの活性化と景観づくり～」
平成 19 年 5 月	中学生のための景観教室(20 年 2 月までの約 25 時間) 実施校:久峰中学校(生徒 21 名)
平成 19 年 8 月～ 平成 19 年 9 月 28 日	景観モデル地区デザインづくりワークショップ(大淀川周辺 11 月まで計 4 回開催) 宮崎市景観条例改正 (景観法が委任している規定及び同法の施行に必要な規定の整備)
平成 19 年 10 月 平成 19 年 10 月 18 日	宮崎市景観計画策定 シンガポール景観研修(10 月 21 日まで) ・市民(一般公募)20 名 ・宮崎市都市景観審議会委員 1 名 ・随行職員 2 名 (合計) 23 名
平成 20 年 1 月 1 日	宮崎市景観条例施行
平成 20 年 3 月	「宮崎市緑の基本計画」の改定
平成 20 年 4 月	都市景観課を「景観課」に名称変更
平成 20 年 5 月	中学生のための景観教室(21 年 3 月までの約 26 時間) 実施校:高岡中学校(生徒 22 名)
平成 20 年 8 月 12 日	景観まちづくりのつどい開催 報告 宮崎をひかりで変える実行委員会 演題「民間が主体となった夜間景観創出の取組」 講演 講師 井上憲司氏(神奈川県県土整備部都市整備公園課技幹) 演題「美しい県土づくりのための景観形成」 ～神奈川県景観に関する取組と今後の景観づくり～

平成 20 年 9 月 12 日

景観まちづくりセミナー

講演 1 講師 板谷梨代氏(㈱西井塗料産業販売促進部企画デザイン室)

演題「色の楽しさと塗料の魅力」

～景観色彩のあり方を、色が心と体に与える影響や

色の特性から考える～

講演 2 講師 宮川央輝氏(ランドスケーププロジェクト代表)

演題「景観と環境による新しいまちづくり戦略」

～人と景観環境の結びつきを再確認し、今後の景観と

環境づくりを考える～

平成 20 年 10 月 21 日

シンガポール景観研修(10 月 25 日まで)

・市民(一般公募)18 名 ・随行職員 2 名 (合計) 20 名

平成 20 年 12 月 1 日

景観重要建造物の指定

指定建造物 ①宮崎県庁本館 ②県庁5号館 ③商家「旧阪本家」

平成 20 年 12 月 26 日

景観整備機構の指定 (指定機関 : (社)宮崎県建築士会)

平成 21 年 4 月 1 日

景観重要公共施設の指定 ・河川 : 一般河川、二級河川

・道路 : 高速自動車国道、一般国道、県道、都市

計画道路に指定された宮崎市道

平成 21 年 5 月

中学生のための景観教室(22 年 3 月までの約 28 時間)

実施校: 田野中学校(生徒 21 名) 協力団体: (社)宮崎県建築士会

平成 21 年 5 月 31 日

2009 景観まちづくりのつどい ～農村景観を生かした地域づくり～

講演 1 講師 岡部章氏(宮崎県県土整備部都市計画課)

演題「景観法と景観まちづくり」

講演 2 講師 福田忠義氏(一里山地区ふるさとづくり推進協議会会長)

演題「一里山地区の農地と景観を守る」

講演 3 講師 前田律雄氏(和石地区田園の景観を守る会会長)

演題「地域資源を生かした村づくり」

講演 4 講師 富高麻美氏(西米良村総務企画課)

演題「むらの風景づくり」

講演 5 講師 工藤富士氏(日之影町地域振興課)

演題「癒しの提供と景観形成」

講演 6 講師 工藤鉄平氏(NPO法人天岩戸自然学校副理事)

演題「地域づくりこびるの話～継続的にやっていくまちづくり～」

講演 7 講師 松竹昭彦氏((社)宮崎県建築士会まちづくり委員長)

演題「宮崎まちづくり・岩戸塾の取組」

講演 8 講師 吉田博嗣氏(大分県日田市教育庁文化財保護課主査)

演題「重要文化的景観【小鹿田焼の里】における取組」

平成 21 年 7 月 11 日

市民景観海外派遣研修活動フォーラム

班別自主研修発表(平成 20 年度景観海外派遣研修参加者)

講演 講師 北川義男氏(南九州大学環境造園学部教授)

講話 班別自主研修発表についての講評等

平成 21 年 7 月 17 日	パネルディスカッション「市民による宮崎市の景観づくりについて」 景観まちづくりセミナー ～公共事業と景観まちづくり～ 講演 1 講師 渡辺学氏(宮崎県県土整備部高速道対策局長) 演題「景観と地域づくり」 講演 2 講師 川口芳人氏(国土交通省九州地方整備局企画部建設専門官) 演題「風景にきつき！景観にきづく」 講演 3 講師 宮崎市景観課景観企画係 演題「宮崎市景観重要公共施設の整備について」
平成 21 年 10 月 1 日	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定 指定建造物 ①河上家武家門 ②安藤家武家門 指定樹木 ①フェニックス(県庁本館前西側) ②フェニックス(県庁本館前東側)
平成 21 年 10 月 20 日	シンガポール景観研修(10 月 24 日まで) ・市民(一般公募) 17 名 ・随行職員 3 名 (合計) 20 名
平成 22 年 2 月 23 日	景観まちづくりセミナー ～公共施設とまちなみ景観～ 講演 1 講師 黒田博司(宮崎県県土整備部都市計画課長) 演題「宮崎県における景観形成の取組と新たな展開について」 講演 2 講師 鬼束健司氏(宮崎景観研究会メンバー) 演題「公共施設の景観に関する研究」 講演 3 講師 宮川理香氏(関西ペイント㈱CD研究所第2研究部長) 演題「橋梁と集合住宅の色彩の考え方」
平成 22 年 4 月 23 日	第 16 回 全国花のまちづくり宮崎大会(4 月 24 日まで) 講演 講師 辻本智子氏(辻本智子環境デザイン研究所代表取締役所長) 演題「宮崎ガーデンルネサンス」 パネルディスカッション「次代へつなぐガーデンライフと花のまちづくり」 体験型イベント ・ガーデニングデンドロ植栽体験 ・ハンキングバスケットづくり体験 現地見学会 ・「花のビューポイント」コース ・「オープンガーデン」コース ほか大会関連イベント実施
平成 22 年 6 月 1 日	「屋外広告物適正化推進計画」策定
平成 22 年 6 月	中学生のための景観教室(22 年 10 月までの約 11 時間) 実施校:清武中学校(生徒 29 名) 協力団体:(社)宮崎県建築士会
平成 22 年 7 月	中学生のための景観教室(22 年 12 月までの約 9 時間) 実施校:加納中学校(生徒 34 名) 協力団体:(社)宮崎県建築士会
平成 22 年 10 月 16 日	景観まちづくりのつどい開催 表彰式「平成 22 年度 宮崎市の風景絵画コンクール」 講演 講師 武山良三氏(富山大学芸術文学部教授) 演題「市民とつくる宮崎らしいウェルカムサイン」 ～もう一度訪れたくなるまちの魅力を考えましょう～ パネルディスカッション「宮崎の風景と屋外広告」

平成 23 年 3 月 31 日	宮崎市景観条例改正 (景観形成推進地区制度及び景観まちづくり協定制度の制定)
平成 23 年 4 月 1 日	四季通り地区を景観形成推進地区に指定
平成 23 年 6 月	移動通信用鉄塔景観ガイドラインの策定(平成 23 年 6 月 1 日施行) 景観教室(平成 24 年 2 月までの計 24 時間) 実施校:田野中学校、宮崎小学校、青島小学校、国富小学校 (生徒児童:258 名) 協力団体:(社)宮崎県建築士会
平成 23 年 8 月 26 日	宮崎駅東通線ガイドライン市民説明会 計 4 回実施
平成 23 年 10 月 5 日	第 2 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式
平成 23 年 10 月 22 日	第 1 回オータム・フラワー・ウィーク開催(平成 23 年 10 月 28 日まで) 第 17 回花のまちづくり推進大会他、関係団体の協力により各種イベントを 1週間開催
平成 23 年 11 月 12 日	2011 景観まちづくりのつどい開催 ～地域資源を活かした景観づくり～ 講演 1 講師 松竹昭彦氏(社団法人宮崎県建築士会副会長) 演題 「宮崎県内における景観づくりの取組み」 講演 2 講師 高山 美佳氏(LOCAL & DESIGN 株式会社代表取締役) 演題 「暮らし・産業・経済の舞台となる景観づくり」 講演 3 講師 高尾 忠志氏(九州大学大学院特任助教) 演題 「つくる、ではなく、繕いー続ける」 パネルディスカッション テーマ「地域資源を活かした景観づくりと今後の展望」 コーディネーター 吉武哲信氏(宮崎大学工学部准教授) パネリスト 松竹昭彦氏、高山美佳氏、高尾忠志氏、行政
平成 23 年 11 月 27 日	地域の探検隊事業開催 実施団体:桜町自治会(平成 23 年 12 月までの計 2 回) 参加者数:延べ 29 人 成果物:桜町風景散歩マップ
平成 24 年 3 月 1 日	「宮崎市屋外広告物ガイドライン」の策定 高岡天ヶ城麓地区まちづくりガイドラインを景観まちづくり協定に認定 「みやざきの景観づくり」Twitter 運用開始
平成 24 年 3 月 2 日	宮崎駅東通り地区を重点景観形成地区に指定 宮崎市景観計画の一部変更
平成 24 年 4 月 1 日	「宮崎市景観アドバイザー制度」制定
平成 24 年 6 月	景観教室(平成 24 年 2 月までの計 27 時間) 実施校:本郷小学校、小戸小学校、佐土原小学校、青島小学校、高岡中学 校(生徒児童:357 名) 協力団体:(社)宮崎県建築士会
平成 24 年 9 月 7 日	「宮崎市版・365 日誕生花」の決定 市内で生産・流通・自生する草花や山野草などの中から、市独自のリスト をつくり、市立小・中学校 73 校の児童・生徒に投票してもらったほか、市の ホームページを通して一般投票も行い、その結果を基に最終決定した。
平成 24 年 10 月 5 日	第 3 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式

平成 24 年 10 月 13 日	第 2 回オータム・フラワー・ウィーク開催(平成 24 年 10 月 20 日まで) 第 18 回花のまちづくり推進大会他、関係団体の協力により各種イベントを 1 週間開催
平成 24 年 12 月 9 日	東部第二地区における景観まちづくりワークショップ開催 (平成 25 年 3 月まで 3 回開催) 景観アドバイザー:松竹昭彦氏、伊藤慎一郎氏
平成 24 年 12 月 12 日	平成 24 年度宮崎市景観賞決定(5 件) 〈建築部門〉 ・For get me not MARMA ・フローランテ宮崎 ・去川関所御定番二見家住宅 〈まちなみ部門〉 ・光と恋のイルミネーション in MIYAZAKI ・青柳川を守る会
平成 25 年 2 月 22 日	平成 24 年度景観賞表彰式 平成 24 年度景観まちづくりのつどい開催～地域とふれあう景観づくり～ 講演 1 講師 福永栄子氏(㈱アイロード代表 地域交流誌「みちくさ」編集長) 演題「暮らしの中の旅風景」 講演 2 講師 福島大輔氏(NPO法人 桜島ミュージアム理事長) 演題「桜島の景観を活かした試み」 パネルディスカッション テーマ「地域とふれあう景観づくり」 コーディネーター 北川義男氏(宮崎市景観審議会会長) パネリスト 松竹昭彦氏、福永栄子氏、福島大輔氏、行政
平成 25 年 3 月 3 日	地域の探検隊事業開催 ・実施場所:清武(安井息軒旧宅) ・参加者数:延べ 23 人
平成 25 年 4 月	景観アドバイザー制度実施(平成 25 年度 計 2 回) ・大淀川水管橋塗装改修にかかる景観に配慮した色彩の提案 アドバイザー:板谷梨代氏 ・高岡天ヶ城麓地区における道路美装化について アドバイザー:揚村固氏
平成 25 年 5 月	景観教室(平成 26 年 2 月までの計 24 時間) 実施校:佐土原小学校、穆佐小学校、青島小学校、宮崎北中学校 (生徒児童:166 名) 協力団体:(一社)宮崎県建築士会
平成 25 年 7 月 31 日	花回遊マップの製作
平成 25 年 8 月	地域活性化歓迎広告物ガイドラインの策定
平成 25 年 10 月 11 日	第 4 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式
平成 25 年 10 月 18 日	第 3 回オータム・フラワー・ウィーク開催(平成 25 年 10 月 24 日まで) 第 19 回花のまちづくり推進大会他、関係団体の協力により各種イベントを 1 週間開催

平成 25 年 11 月 9 日	地域の探検隊事業開催 「一ッ葉風景サイクリング」 参加人数:24 人
平成 25 年 12 月 2 日	宮崎市景観計画の改訂
平成 25 年 12 月 26 日	平成 25 年度宮崎市景観賞決定(4 件) <屋外広告物部門> ・前田歯科クリニック高千穂通 ・hairs garden*gleamm <まちなみ部門> ・まなび野3丁目南風ゾーン ・高千穂通り
平成 26 年 2 月 10 日	平成 25 年度景観賞表彰式 平成 25 年度景観まちづくりのつどい開催 ～まちと人をつなぐ広告デザイン～ 講演 1 講師 西川潔氏(筑波大学名誉教授) 演題「世界の街並みから、広告景観を考える」 講演 2 講師 津曲智英氏(NPO法人 桜島ミュージアム理事長) 演題「『街市のれん』のある街、デザインのある未来」 パネルディスカッション テーマ「まちと人をつなぐ広告デザイン」 コーディネーター 北川義男氏(宮崎市景観審議会会長) パネリスト 水間京子氏、西川潔氏、津曲智英氏、行政
平成 26 年 3 月	「宮崎市緑の基本計画」改訂
平成 26 年 4 月	「屋外広告物適正化推進計画」改訂
平成 26 年 9 月	景観教室(平成 26 年 12 月までの計 24 時間) 実施校:佐土原小学校、青島小学校、赤江中学校、宮崎北中学校 (生徒児童:305 名) 協力団体:(一社)宮崎県建築士会
平成 26 年 10 月 11 日	『“みやざき”らしい「バス停」をめざして』シンポジウム開催 基調講演 講師 中村文彦氏(横浜国立大学大学院教授) 演題「まちの交流拠点としてのバス停への期待」 パネルディスカッション コーディネーター 出口近士氏(宮崎市景観審議会委員) パネリスト 中村文彦氏、青山佳子氏、上村哲司氏、 松竹昭彦氏、行政
平成 26 年 10 月 10 日	第 5 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式
平成 26 年 10 月 18 日	第 4 回オータム・フラワー・ウィーク開催(平成 26 年 10 月 28 日まで) 第 20 回花のまちづくり推進大会他、関係団体の協力により各種イベントを 10 日間開催
平成 26 年 10 月 27 日	誕生花花壇オープン(一ッ葉地区)
平成 27 年 2 月 5 日	平成 26 年度宮崎市景観賞決定(3 件) <建築部門> ・ソレイユ保育園 ・シェラトン・グランデ・オーシャン・リゾート・アライバルゾーン ～センス・オブ・アライバル～ ・フィオーレ古賀

平成 27 年 2 月 5 日	平成 26 年度みやざき景観 100 選フォトコンテスト表彰 ・グランプリ 作品名 「no rain no rainbows」 ・優秀賞 作品名 「スターライトみやざき」 〃 作品名 「夏の青島」
平成 27 年 2 月 14 日	「こんなバス停あるといいな～」コンテスト 公開コンペ・最終審査 主催 “みやざき”をつなぐ「バス停」を創る会 ・デザイン部門 最優秀賞 甲斐慎二氏 ・フォト部門 最優秀賞 沼口一朗氏 ・アイデア部門 最優秀賞 佐藤咲夏氏
平成 27 年 3 月 27 日	平成 26 年度景観まちづくりのつどい開催 『未来へつなぐ、宮崎の美しい景観』 ～先人に学び、『オールみやざき』で未来へ！～ 第 1 部 講演 鳩山政秀氏(宮交ホールディングス株式会社経営企画部副部長) 景観課職員 演題 「岩切イズム」との出会いを皆さんと 第 2 部 パネルセッション 第 3 部 パネルディスカッション コーディネーター 関西剛康氏(南九州大学教授) パネリスト 黒田博司氏、吉田晋弥氏、 松竹昭彦氏、岡部章氏、行政
平成 27 年 4 月 1 日	「宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例」施行
平成 27 年 6 月	景観教室(平成 27 年 12 月までの計 20 時間) 実施校:高岡中学校、佐土原小学校、高岡小学校 (生徒児童:161 名) 協力団体:(一社)宮崎県建築士会
平成 27 年 9 月 20 日	“みやざき”をつなぐ「バス停」を創る会による 「橘通 3 丁目バス停」(北進)リニューアル・供用開始
平成 27 年 10 月 6 日	第 5 回オータム・フラワー・ウィーク開催(平成 27 年 10 月 12 日まで) 第 21 回花のまちづくり推進大会他、関係団体の協力により各種イベントを 7 日間開催
平成 27 年 10 月 9 日	第 6 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式
平成 27 年 11 月 28 日	平成 27 年度景観まちづくりのつどい開催 ～日南海岸ロードパークにおける景観・人づくり～ 基調講演 関西剛康氏(南九州大学教授) 活動報告 長友睦郎氏(日南海岸コバノセンナを育てる会) 長友治氏(鶴戸山をかつとしやる協議会) 齋藤チヅ子氏(串間のみちを考える女性の会) パネルディスカッション コーディネーター 関西剛康氏 パネリスト 長友睦郎氏 長友治氏 谷越衣久子氏(日南海岸地域シーニックバリエイティブ推進協議会) 伊藤慎一朗氏(一般財団法人みやざき公園協会)

平成 28 年 2 月 3 日	平成 27 年度宮崎市景観賞決定(3 件) 〈屋外広告物部門〉 ・宮崎ブルーゲンビリア空港 〈まちづくり活動部門〉 ・宮崎駅東地区花のまちづくり実行委員会 ・大塚台緑地林里山整備活動実行委員会
平成 28 年 3 月 25 日 平成 28 年 9 月	平成 27 年度宮崎市景観賞表彰式 景観教室(平成 28 年 12 月までの計 18 時間) 実施校:青島小学校、佐土原小学校、宮崎北中学校 (生徒児童:144 名) 協力団体:(一社)宮崎県建築士会
平成 28 年 10 月 7 日 平成 28 年 10 月 8 日	第 7 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式 第 6 回オータム・フラワー・ウィーク開催(平成 28 年 10 月 16 日まで) 第 22 回花のまちづくり推進大会他、関係団体の協力により各種イベントを 9 日間開催
平成 28 年 12 月 10 日	花のまちづくりシンポジウム開催 『太陽と緑と大地のガーデンシティーみやざきを目指して』 1 部 基調講演 上野砂由紀氏(上野ファームガーデナー) 演題「花でつながる人の輪」 2 部 パネルディスカッション テーマ「「宮崎らしさ」の一つである「花」を活用したまちづくり」 コーディネーター 木佐貫ひとみ氏(フリーパーソナリティ) パネリスト 関西剛康氏(南九州大学教授) 長濱保廣氏(宮崎空港ビル(株)代表取締役社長) 福永栄子氏(株アイロート代表取締役兼編集長) 戸敷正(宮崎市長)
平成 29 年 1 月 20 日	平成 28 年度宮崎市景観賞表彰式「景観フォトコンテスト」 〈一般部門〉 ・グランプリ 作品名「これぞ宮崎・ワシントニアパーム」 ・優秀賞 作品名「ムーンロード」 ・優秀賞 作品名「平和台公園」
平成 29 年 2 月 4 日	平成 28 年度景観まちづくりのつどい開催 まちづくり・チームづくりの「タイミング」～「次はあなたと」まちづくり～ 基調講演 井上康志氏(NPO法人みやざき技術士の会理事長) トークセッション 松竹昭彦氏(宮崎県建築士会会長) 景観課職員 パネルディスカッション コーディネーター 熊野稔氏(宮崎大学地域資源創成学部教授) パネリスト 井上康志氏 松竹昭彦氏 田代景三氏(宮交ホールディングス(株)経営企画部長) 高田智康氏(株MRTアド取締役)

平成 29 年 6 月	景観教室(平成 29 年 12 月までの計 18 時間) 実施校:本郷小学校、佐土原小学校、宮崎北中学校(生徒児童:144 人) 協力団体:(一社)宮崎県建築士会
平成 29 年 10 月 6 日	第 8 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式
平成 29 年 10 月 28 日	第 7 回オータム・フラワー・ウィーク開催(平成 29 年 11 月 5 日まで) 第 23 回花のまちづくり推進大会他、関係団体の協力により各種イベントを 9 日間開催
平成 29 年 11 月 17 日	景観まちづくりのつどい 2017 開催 ー太陽と緑と大地のガーデンシティみやざきを目指してー 開催 1部 基調講演 林 克彦 氏(㈱北海道ガーデン街道代表取締役) 演題 「え!?わずか3年で観光客が25万人も増えた! ー何も無い地域資源から、何でも有るを創造した北海道ガーデン街道の挑戦ー」 2部 パネルディスカッション テーマ「宮崎の地域資源を生かした美しく魅力あるまちづくり」 コーディネーター 木佐貫ひとみ氏(フリーパーソナリティ) パネリスト 林克彦氏(㈱北海道ガーデン街道代表取締役) 関西剛康氏(南九州大学教授) 吉田晋弥氏((一財)みやざき公園協会理事長) 杉山智行氏((一財)みやぎん経済研究所主任研究員) 橋口恵美子氏(㈱インタークロス会長) 戸敷正(宮崎市長)
平成 30 年 2 月 22 日	宮崎市景観賞表彰式 建築部門(3 件) ・宮崎太陽銀行本店 ・森のクリニック ・観光商業施設青島屋
平成 30 年 6 月	景観教室(平成 30 年 11 月までの計 20 時間) 実施校:佐土原小学校、大宮中学校、宮崎北中学校(269 名) 協力団体:(一社)宮崎県建築士会
平成 30 年 9 月 28 日	花のまちづくりシンポジウム開催 公益財団法人 浜松市花みどり財団 はままつフラワーパーク 理事長 塚本こなみ
平成 30 年 10 月 5 日	第 9 回宮崎市風景絵画コンクール表彰式
平成 30 年 10 月 6 日	第 8 回オータム・フラワー・フェス 【オータム・フラワー・ウィーク】 (平成 30 年 11 月 13 日まで) 第 24 回花のまちづくり推進大会他、平成 30 年度から、市内の花の施設で体験講座を開催する事で、同時期に開催される秋の花のイベントを一体的に広報する「オータム・フラワー・フェス」として開催
平成 31 年 1 月 25 日	景観まちづくりのつどい 2018 開催 【第一部】宮崎市景観賞フォトコンテスト部門表彰 (一般部門 18 作品、アンダー18 部門 6 作品 合計 24 作品) 【第二部】講演「宮崎観光の父 岩切章太郎」

平成 31 年 3 月

テーマ：岩切イズム語り部 渡邊綱纜 氏に学ぶ宮崎の景観
講師：渡邊綱纜氏
緑の基本計画の改訂



平成31年度版 宮崎市の景観概要

編集・発行／宮崎市都市整備部景観課
〒880-8505
宮崎市橘通西一丁目1番1号
TEL：0985-21-1817 FAX：0985-21-1816
発行日／平成30年6月